

平成13年度電子政府行政情報化事業（オンライン制度的課題への対応）
「オンライン制度的課題への対応における電子政府関連の諸課題への対応」

レイティング/フィルタリングシステムの高度化
に関する調査報告書

平成14年3月

財団法人ニューメディア開発協会

目 次

1. 調査の背景と目的	3
1.1 背景	3
1.2 目的	3
2. 用語の定義	4
3. レイティング/フィルタリングシステムの高度化に関する調査	6
3.1 インターネット上の有害情報の流通動向の調査	6
3.1.1 我が国におけるインターネット上の有害情報規制に向けた取組み	6
3.1.2 インターネット上の有害情報の流通状況	23
3.1.3 まとめ～～より実効的な有害情報規制へ向けた提言	37
3.2 PICS 関連標準化技術動向の調査	43
3.2.1 PICS の概要説明	43
3.2.2 PICS の拡張について	46
3.3 ICRA 標準化技術動向の調査	49
3.3.1 ICRA ラベリング基準	49
3.3.2 ICRA ラベリング質問表	49
3.3.3 ICRA フィルター	51
3.3.4 サードパーティのシステムを使ったラベリング	56
3.3.5 ICRA をめぐるその他の動向	57
3.4 機能拡充項目の規定	58
3.4.1 アンケート調査結果の分析	58
3.4.2 「インターネット上の有害情報の流通動向の調査」から得られる機能拡充項目	61
3.4.3 「PICS 関連標準化技術動向の調査」から得られる機能拡充項目	62
3.4.4 「ICRA 標準化技術動向の調査」から得られる機能拡充項目	62

1.調査の背景と目的

1.1 背景

政府は、2003年度までに電子情報を紙情報と同等に扱う行政を実現するため、世界最高水準の「電子政府」の基盤を構築する「e-Japan 重点計画」(2001年3月)を策定した。さらに、2001年6月には「e-Japan2002 プログラム」(平成14年度IT重点施策に関する基本方針)においても電子政府・電子自治体の着実な推進を図るため、行政の情報化および公共分野の情報通信技術の活用を推進するとしている。オンライン制度的課題への対応における電子政府関連の諸課題への対応を行うことが必要とされている。

1.2 目的

インターネットの急速な普及に伴い、ネットワーク上に流通する有害情報の問題が顕在化している。この有害情報の問題に対応できる有害情報のフィルタリングは、中央省庁、地方自治体および教育機関のインターネット接続を進める上で不可欠となっている。この有害情報のフィルタリングの効果および精度を高めるために、ラベル情報の拡充を図る必要がある。また、Internet Content Rating Association (以降、ICRA という)セルフレーティングの普及を推進するために必要な調査を行う必要がある。有害情報の流通動向に則し、かつ先端的な Web 技術を取り入れたサーバ型フィルタリングシステムを提供することにより我が国における健全なインターネット利用環境の実現に寄与することを目的とする。

2.用語の定義

- ・ 有害情報とは、違法ではないが青少年の健全な育成を阻害するおそれのある情報をいう。
- ・ 青少年とは、18歳未満の者をいう。
- ・ 児童とは、18歳未満の者をいう。文脈により、「青少年」と「児童」の語を使い分けるが、同義である。
- ・ サーバ型フィルタリングシステムとは、「平成12年度学校向けコンテンツ作成ツール開発事業『教育の情報化におけるフィルタリング/レイティングシステムの開発』」において開発したシステムをいう。なお、文中にてSFSと記載があるものはサーバ型フィルタリングシステムの省略である。
- ・ ラベル情報とは、インターネット上の情報に対し、Platform for Internet Content Selection(以降、PICSという)に準拠したレイティング基準に沿って格付けした情報のことをいう。
- ・ PICSとは、Web技術標準化団体であるW3C(World Wide Web Consortium)が1996年から1997年にかけて仕様策定したレイティングとフィルタリングのための技術標準であるPlatform for Internet Content Selectionをいう。PICSを使うと、Webコンテンツをヌード、暴力等、一定のカテゴリ別に評価した結果を記述したラベルを作成することができる。このラベルはセルフレイティングの場合はWebページにメタタグとして付加されるか、またはHTTPのヘッダに付加される。PICSの最大の特徴は、このようにWebコンテンツに対するラベルデータ(メタデータ)を当該ページに付加する方法のみならず、第三者の管理するWeb上のデータベース(ラベルビューロ)にそれらのラベルデータを保管しておくことができる点である。
- ・ ラベルビューロとは、あるレイティング基準に従ってレイティングされたURLのデータベースを持ち、クライアントからの要求で、該当するURLのレイティング値を返すサービスを行うサーバのことをいう。
- ・ ICRAとは、国際的レイティング基準策定団体であるInternet Content Rating Associationをいう。ICRAは1998年10月に英国のIWF(インターネット・ウォッチ財団)、ドイツのECO(電子商取引フォーラム)、米国のRSAC(娯楽ソフト諮問会議)の3団体により結成され、1999年5月に正式に設立された。日本の財団法人インターネット協会(以下、インターネット協会という)は、設立メンバーの一つである。ICRAは慈善目的で登録された英国の独立非営利団体であり、米国でも連邦税法501条(c)(3)で規定される非営利団体として登録されている。ICRAのミッションは、情報発信者の表現の自由を守りながら、児童をインターネット上の有害情報から守ることである。
- ・ レイティングとは、インターネット上の情報を一定の客観的基準(レイティング基準という)でラベル付けすることをいう。ラベリングともいう。情報受信者はそのレイティング結果を利用して、フィルタリングを行う。

- ・ セルフラベリングとは、情報発信者が自らのコンテンツに対してレイティングを行うことをいう。「セルフレイティング」と同義である。
- ・ サードパーティレイティングとは、情報発信者以外の第三者が当該コンテンツに対してレイティングを行うことをいう。
- ・ キーワードフィルタリングとは、有害な Web ページに現れる頻度の高いキーワード（またはその組合せ）をフィルタリングシステムの提供者または情報受信者が予めピックアップしておき、利用者がアクセスした Web ページに含まれる言葉と上記キーワード（またはその組合せ）とを照合することによりフィルタリングを行うフィルタリングの一方式をいう。
- ・ ブラックリストとは、ある観点から見て有害と判断される Web ページをリストアップし、それらのページにはアクセスできないようにするためのリストをいう。
- ・ ホワイトリストとは、ある観点から見て有益と判断される Web ページをリストアップし、それ以外のページにはアクセスできないようにするためのリストをいう。

3. レイティング/フィルタリングシステムの高度化に関する調査

3.1 インターネット上の有害情報の流通動向の調査

3.1.1 我が国におけるインターネット上の有害情報規制に向けた取組み

本節では、我が国におけるインターネット上の有害情報規制に向けた取組み状況を、「ISP とコンテンツプロバイダ（情報発信者）」、「フィルタリングソフトベンダー」、「各種団体」、「各地域の協議会」、および「学校」という各ステークホルダーによる取組み状況として整理した。その上で、我が国の有害情報規制における現状の課題を抽出した。

3.1.1.1 ISP とコンテンツプロバイダの取組み

(1) 改正風俗営業適正化法の概要

- ・ 正式名称は「風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律」である。同法の改正法は 1998 年 5 月に公布され、1999 年 4 月 1 日から施行された。風俗営業適正化法はその後何回か改正され、2001 年には最終改正がなされた（平成 13 年法律 52 号）。最終改正法は、2001 年 4 月 1 日から施行されている。
- ・ ISP に対する法規制としては、ISP が自らのサーバ上にコンテンツプロバイダ（情報発信者）がわいせつな映像または児童ポルノ映像を記録したことを知ったときは、ISP は当該映像の送信防止のための必要な措置を講ずるよう努めなければならないとする努力義務規定がある。

改正風俗営業適正化法 第 38 条の 8 第 5 項

「その自動公衆送信装置の全部又は一部を映像伝達用設備として映像送信型性風俗特殊営業を営む者に提供している当該自動公衆送信装置の設置者(次条において「自動公衆送信装置設置者」という。)は、その自動公衆送信装置の記録媒体に映像送信型性風俗特殊営業を営む者がわいせつな映像を記録したことを知ったときは、当該映像の送信を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」

- ・ しかし、違法（わいせつや児童ポルノ）ではないが有害な映像（例えば、ヌードや性行為の映像）については対象外とされている。
- ・ コンテンツプロバイダに対する規制としては、インターネット上でアダルト映像（ポルノ的な映像。必ずしも違法な映像ではない）を有料で送信する業者は都道府県公安委員会に届け出なければならない。罰則規定があり、違反者は 30 万円以下の罰金刑を科される。

改正風俗営業適正化法 第 31 条の 7 第 1 項

「映像送信型性風俗特殊営業を営もうとする者は、事務所の所在地を管轄する公安委員会に、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 当該営業につき広告又は宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称

三 事務所の所在地

四 第二条第八項に規定する映像の伝達の用に供する電気通信設備（自動公衆送信装置（著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。以下同じ。)を用いる場合にあつては自動公衆送信装置のうち当該映像の伝達の用に供する部分をいい、電気通信回線の部分を除く。次条において「映像伝達用設備」という。)を識別するための電話番号その他これに類する記号であつて、当該映像を伝達する際に用いるもの

五 前号に規定する場合における自動公衆送信装置が他の者の設置するものである場合にあつては、当該自動公衆送信装置の設置者の氏名又は名称及び住所」

改正風俗営業適正化法 第2条 第8項

「この法律において「映像送信型性風俗特殊営業」とは、専ら、性的好奇心をそそるため性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態の映像を見せる営業で、電気通信設備を用いてその客に当該映像を伝達すること（放送又は有線放送に該当するものを除く）により営むものをいう。

- ・ 上記業者は18歳未満の者を客としてはならず、利用者から18歳以上の証明等を受ける前に映像を送信してはならない。この規制に違反して18歳未満の者を客とした場合には、公安委員会によって18歳未満の者を客としないため必要な措置を命じられる。

改正風俗営業適正化法 第31条の8 第2項

「映像送信型性風俗特殊営業を営む者は、十八歳未満の者を客としてはならない。」

改正風俗営業適正化法 第31条の8 第4項

「映像送信型性風俗特殊営業(前項に規定するものを除く。)を営む者は、客が十八歳以上である旨の証明又は十八歳未満の者が通常利用できない方法により料金を支払う旨の同意を客から受けた後でなければ、その客に第二条第八項に規定する映像を伝達してはならない。」

改正風俗営業適正化法 第31条の10

「映像送信型性風俗特殊営業を営む者又はその代理人等が、当該営業に関し、第三十一条の八第三項又は第四項の規定に違反したときは、当該違反行為が行われた時における事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対し、当該営業を営む方法について、十八歳未満の者を客としないため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。」

- ・ この改正法施行のため、有料のアダルトサイトや改正法による取締りの対象外の無料のアダルトサイトの数が減少したと言われる。
- ・ しかし、ポルノ画像を送信するアダルトサイトの中には、バナー広告を表示

して広告主から広告収入を得ることにより、無料で利用者に映像を送信しているサイトも多い。これらのサイトは同法による取締りの対象外となる¹。

- ・ また、有料サイトにおいては、トップページに以下の（例1）～（例4）のように、年齢認証のためのページを置き、利用者本人から18歳以上であることの確認をとった上で入室を許可するケースが多いが、あくまで利用者の自己申告のみに依存するため年齢詐称が容易であり、実効性に乏しい措置であると言わざるを得ない²。

（例1）

ご注意

当サイトは成人向け（アダルト）サイトです。
興味のない方、18歳未満の方の入場をお断りしています。

入場する

入場しない

（例2）

このサイトはアダルトコンテンツを含むから...

18歳未満の人は入れないよ

18歳未満の人(under 18)はここをクリックしてね

18歳以上の人(18 or over)はここをクリックしてね

（嘘ついちゃだめだよー）

（例3）

このサイトにはアダルトコンテンツが含まれております。

18歳未満の方の入場は固くお断りいたします。

18歳以上なので入場します。

18歳未満なので退場します。

（例4）

成人向けの内容が含まれておりますので

18歳未満の方のご入場はお断りします

- ・ また、有料サイトにおいては、以下の（例5）のように、利用者に課金するためにクレジットカード番号等を入力・送信させた上で、映像の閲覧に必要なID番号とパスワード等を付与するケースがあり、これは同法第31条の8第4項

¹警察庁の「解釈基準」では、「バナー広告を表示すること等により広告収入を得て、当該バナー広告を依頼した者の客となるべき者に映像を伝達する形態のものは、映像送信型性風俗特殊営業に当たらない」としている。（インターネット弁護士協議会編『インターネット事件と犯罪をめぐる法律』（オーム社開発局、2000年）より）

²警察庁の「解釈基準」では、客が18歳以上である旨の証明をすることとは、「客からその者が18歳以上である旨の証明を受けることをいい、単に客が18歳以上であることを自己申告するだけでは足りない。具体的には、運転免許証等本人の年齢を確認することができる文書の写しの送付を受けることがこれに当たる。なお、年齢認証をすることができる文書には、運転免許証等公的機関が発行する証明書だけでなく、会社等が発行する身分証明書で、その者の年齢を確認することができるものも含まれる」と説明されている。（インターネット弁護士協議会編『インターネット事件と犯罪をめぐる法律』（オーム社開発局、2000年）より）

にいう「十八歳未満の者が通常利用できない方法により料金を支払う旨の同意を客から受け」る場合に相当すると考えられる。しかし、有料サイトにおいては、無料のサンプル映像を提供している場合が多いことや、クレジット会社によっては家族向けの「ファミリーカード」を発行している会社もあることから、クレジットカード番号入力による年齢認証も、青少年を有害情報から遠ざけるという観点からは、実効性に乏しい措置であると言わざるをえない。

(例5)

ご入会時の注意事項

- ・ ご登録には、ご本人名義のクレジットカードが必要です。ダイナース、JCB、AMERICAN EXPRESS、VISA、MasterCard がご利用になれます。
- ・ 18歳未満の方はお申し込みできません。
- ・ xxxの基本サービスは、お申し込み後すぐにご利用いただけます。
- ・ ご登録いただいたクレジットカードの状況によっては、ご登録いただいたユーザIDがご利用になれない場合がございます。
- ・ ご入会の際にご登録いただくお客様の情報は、xxxのサービスの各種設定に必要となりますので、正確にご入力ください。また、今後のxxxのサービス向上のための資料とさせていただきます。
- ・ また、同法は国内のアダルトサイトを取締るのみであるが、インターネット上では米国を初めとする海外のアダルトサイトをいとも簡単に閲覧できてしまうという問題がある。
- ・ 以上をまとめると、同法のISPに対する規制では、有害情報を取締りの対象としていないことから、違法ではない有害情報に対する対策としては機能していない。また、同法のコンテンツプロバイダに対する規制では、(1)無料アダルトサイトが取締りの対象外であること、(2)利用者の年齢認証が困難であること、(3)海外アダルトサイトについても取締りの対象外であることから、青少年を有害情報の閲覧から遠ざける法規制の実効性は乏しいと言わざるをえない。
- ・ 「平成11年警察白書」では、「コンピュータ・ネットワーク上における少年に有害な情報として、例えば暴力を内容とする映像、風営適正化法等の規制対象とならないような無料の映像等があり、少年の健全育成の観点から諸対策が必要である。警察庁が学識経験者等の参加を得て開催した「ネットワーク上の少年に有害な環境に関する調査委員会」の報告書では、成人向け情報についての格付けのガイドラインを策定する第三者機関の設立、情報発信者による格付けの促進等システムの理念的イメージが提示された。警察としては、報告書の求める具体的施策を着実に推進するなど、総合的な有害コンテンツ対策に取り組んでいくこととしている」とされている。同法でカバーできない部分を、レイティング基準の策定や、セルフレイティングの推進等の自主規制によって対

処しようとするものである。

(2) 社団法人テレコムサービス協会のガイドライン

- ・ 正式名称は「インターネット接続サービス等に係る事業者の対応に関するガイドライン³」である。1998年2月に策定された。
- ・ ISP に対し、発信者との利用契約に有害情報の発信停止や削除を求める。
- ・ ISP は利用契約に規定することにより、違法・有害情報の流通を知った場合、次の措置を講ずることができるとされる。
 - (1) 情報発信を止めるよう発信者に要求
 - (2) 発信を止めない場合、当該情報の削除等の措置
 - (3) 繰り返し発信が行われる場合、発信者の利用停止・契約の解除
- ・ 同ガイドラインの定義では、「違法な情報：法令に違反し、もしくは他人の権利を侵害する情報をいう。有害な情報：公共の安全または善良な風俗を害する情報をいうものとし、成年者にとって必ずしも有害ではないが、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある情報を除く」とされている⁴。すなわち、(1) 違法情報、(2) 違法ではないが、成年者にとって有害な情報、(3) 成年者にとっては有害でないが、青少年にとっては有害な情報、という区別をとり、このうち、(1) と (2) についてのみ規制対象としている。ヌード、セックス等の、青少年にとって有害な情報については、同ガイドラインでは「有害情報」とみなされず、規制対象とはされていない。
- ・ 同ガイドラインの位置付けとしては、「本ガイドラインは、当協会の会員がインターネット接続サービス等を提供する際の指針として会員に示すもので、指針としての性格上、当協会の会員に対して義務を課したり、強制力を持つものではありませんが、本ガイドラインを尊重することを望みます」とされている。
- ・ 国内トップ 12 (会員数) の ISP について、会員との利用契約において違法・有害情報の発信停止や削除、発信者の利用停止や契約解除等の措置を規程しているか否かを調査した。調査結果は表 3-1 の通りである。

³ <http://www.teleso.or.jp/guide.html>

⁴ また、「違法又は有害な情報の具体例を挙げるならば、ア」他人のプライバシーを侵害する情報、イ」他人を誹謗し、中傷し又は差別する情報、ウ」その他他人の権利又は利益を侵害する情報、エ」著作権、商標権等他人の知的財産権を侵害する情報、オ」有害プログラムを含む情報、カ」偽造、虚偽又は詐欺的情報、キ」公職選挙法に違反する情報、ク」その他法令に違反し又は違反するおそれのある情報、ケ」わいせつ、売春、暴力、残虐等いわゆる「公序良俗」に反する情報等が該当する。(1) 違法な情報には、具体的な法令の規定に違反する情報と他人の権利や利益を侵害する情報が含まれる。(2) 有害な情報には、具体的な法令の規定に違反しているとは、必ずしもいえず、特定の者の権利や利益を損なったとはいえないまでも、憲法に反する差別的な内容をもつ情報が含まれる。しかし、実際には違法な情報か有害な情報かの判断は困難な場合が多い。有害な情報から「青少年の健全な育成を阻害する情報」を除いているのは、これらの情報は青少年以外の者が享受できるように発信することを妨げる法的根拠はないため、このガイドラインの第7条以降の発信制限になじまないものと考えたためである。」とされている。

表 3-1 ISP の利用契約における違法・有害情報の削除等の規定

ISP	会員数（万人） 2001年3月末現在 （財）ニューメディア 開発協会調査 ⁵	違法・有害情報を発信 停止または削除する ことができる旨、利用 契約に規定	発信停止や削除の措置を受けた会員 が同等の発信を繰り返したりした場 合、サービスの利用停止や会員契約の 解除を行える旨、利用契約に規定
Nifty	460	?	?
BIGLOBE	363	?	?
OCN	230	?	?
DION	180	不明	不明
So-net	164	?	?
ODN	137	?	?
ZERO	101.7	?	?
Panasonic Hi-Ho	93	?	?
ぷらら	92	?	?
ライブドア	70	×	?
AOL	50	不明	不明
ドリームネット	47	?	?
合計（上記以外の ISPを含む）	2285	—	-

⁵ <http://www.nmda.or.jp/nmda/netchousa/net0103.html>

(3) ISPによる会員向けサービス

- ・ 国内トップ12(会員数)のISPについて、会員向けに有害サイトに対するアクセス制限サービスを提供しているか否かを調査した。調査結果は表3-2の通りである。

表 3-2 ISPによる会員向けアクセス制限サービス

ISP	会員数(万人) 2001年3月末現在 (財)ニューメディア 開発協会調査	会員向けアクセス 制限サービス	備考
Nifty	460		無料
BIGLOBE	363	×	-
OCN	230	×	-
DION	180	?	無料 有害サイトブロックサービス(プロキシ型、 WebSENSEを利用)
So-net	164	×	-
ODN	137	×	-
ZERO	101.7	×	-
Panasonic Hi-Ho	93	×	-
ぶらら	92	×	-
ライブドア	70	×	-
AOL	50	?	無料 親による子供のアクセスコントロール (Webサイト、ニュース、チャット等)
ドリームネット	47	×	-
合計(上記以外の ISPを含む)	2285	-	-

- ・ 2002年2月時点では、会員向けにアクセス制限サービスを提供しているISPは少ない。とりわけ、会員数で全体の46%を占めるトップ3社はサービス提供を行っていない。
- ・ 上記の中で、AOLの「アクセスコントロールサービス」の概要⁶を以下に挙げる。
 - ・ 会員向けサービスである。
 - ・ 無料である。
 - ・ 親による子供のアクセス制限(Webサイト、ニュース、チャット等)である。
 - ・ 家族に一つ一つのメールアドレス(=スクリーンネーム)を提供する。
 - ・ 子供のメールアドレスに対しては、各種のアクセス制限を設定できる。
 - ・ アクセス制限の種類は表3-3の通りである。

⁶ http://www3.aol.co.jp/top/anzen/2_3.html

表 3-3 AOL の提供するアクセス制限の種類

	キッズ (12 歳以下対象)	ティーンズ (13 歳 ~ 18 歳対象)
ホームページ	子どもに適切な推奨ホームページにしかアクセスできない	NO リストにあるホームページのみ不可
チャット	「こどもひろば」のチャット以外は全て不可	一部のスクエア (麻雀、パチンコ、競馬など) は不可
メッセージボード	×	一部のスクエア (麻雀、パチンコ、競馬など) は不可
ダウンロード	×	?
ニュースグループ	×	? (アダルト向けは不可)
添付メール	添付ファイル、AOL フォトメール受信不可	?
インスタントメッセージ	×	?
ショッピング	×	×
ゲーム	キッズ・チャンネルにないものは不可	?
とっておきリスト	×	?
ハイパーリンク	× (コンテンツでは一部可能)	?
ツールバー	大幅に機能がカットされている	?

(4) 検索サイトによる児童向けサービス

- ・ 大手検索サイトについて、児童向けのディレクトリサービス⁷を提供しているか否かを調査した。調査結果は表 3-4の通りである。

表 3-4 検索サイトによる児童向けディレクトリサービス

検索サイト	児童向けサービス	URL	備考
Yahoo!Japan	Yahoo!きっず	http://kids.yahoo.co.jp/	児童向けホワイトリスト ⁸ + 児童向け検索エンジン 無料
Google	×	-	-
Goo	キッズ goo	http://kids.goo.ne.jp/	児童向けホワイトリスト + 児童向け検索エンジン 無料
Goo	こねっと goo	http://www.goo.wnn.or.jp/cgi-bin/proc/searchdspk.cgi	児童向けホワイトリスト + 児童向け検索エンジン 無料
LYCOS Japan	LYCOS キッズ	http://kids.lycos.co.jp/	児童向けホワイトリスト + 児童向け検索エンジン 無料
インフォシーク	×	-	-
エキサイト	×	-	-
So-net	キッズパーティー	http://www.so-net.ne.jp/kids/	児童向けホワイトリスト 無料

- ・ このように、児童向けディレクトリサービスを提供している検索サイトは多いが、児童向けの推奨サイトの位置付けに留まるため、児童に対して何らそれ以外のサイトへのアクセスを制限するものではなく、児童を有害情報へのアクセスから遮断するという点では実効的な措置ではない。

⁷ 児童向けの Web サイトを集めたディレクトリを提供するサービス

⁸ ホワイトリストとはフィルタリングの一方式であり、予めリストアップされた Web サイトに対してのみ、利用者の閲覧を許可する方式である。これに対し、予めリストアップされた Web サイトに対して利用者の閲覧を禁止する方式が、ブラックリスト方式である。

3.1.1.2 フィルタリングソフトベンダーによる取組み

- 国内ソフトウェアベンダーが提供する市販フィルタリングソフトについて、その概要を調査した。調査資料は主に各社ホームページである。調査結果は表3-5の通りである。

表 3-5 国内ソフトウェアベンダーの提供する市販フィルタリングソフト

製品名	販売元	主な機能	データベース件数	価格
CYBERsitter II	アイキューエス	URL データベース+PICS セルフレイティング+キー ワードフィルタリング	不明	9,800 円（家庭利用）年間 2,000 円の更新料 （他の価格設定あり）
親子ネット	アイキューエス	・Web 上にフィルタリ ングサーバを設置 ・URL データベース+セル フレイティング+キーワ ードフィルタリング	3 万サイト	月額 800 円
Cyber Patrol	アスキー	ブラックリスト/ホワイト リスト+キーワードフィル タリング	85 万サイト（2001 年 1 月時点）	7,800 円（家庭利用）年間 3,900 円の更新料 （他の価格設定あり）
i-フィルター	デジタルア ーツ	URL データベース+ブラッ クリスト/ホワイトリスト+ キーワードフィルタリング	ブラックリスト 89 万件 （2001 年 10 月時点）	7,800 円（家庭利用）年間 3,600 円の更新料 （他の価格設定あり）
KidsGoGoGo	マキエンター プライズ	ブラックリスト/ホワイト リスト	ブラックリスト 50 万サ イト、ホワイトリスト 15 万サイト（2001 年 11 月 時点）	5,800 円（シングルユーザ ー利用） （他の価格設定あり）
SmartFilter	パーテックス リンク	URL データベース	日本語サイト 26 万件、 英語サイト 37 万件、中 国語サイト 4 万件（2001 年 2 月時点）	1 年間 50 ユーザー（学校向 け）で 19 万 8 千円（他の価 格設定あり）
WebSENSE	アルプスシス テムインテグ レーション、 日本電気、 フォーバルク リエーティブ	URL データベース+ブラッ クリスト/ホワイトリスト	日本語 16 万を含む 160 万 URL（2000 年 12 月時 点）	1 年間 25 ユーザー（学校向 け）で 14 万 7,500 円（他の 価格設定あり）
Bess	日商エレクト ロニクス	URL データベース	日本語 18 万を含む 430 万サイト（2001 年 1 月時 点）	初期費用 59 万 8 千円（サー バ 1 台当り）年間サービス料 金 76 万円（600 ユーザーま で）（他の価格設定あり）
SFS2.0	ニューメディ ア開発協会	URL データベース+ブラッ クリスト/ホワイトリスト +PICS セルフレイティ ング （SFS3.0 ではキーワー ードフィルタリングを実装）	日本語サイト 45 万件 （2002 年 2 月時点）	無償配布
Internet Explorer3.0 以 降のコンテン ツアドバイザ	マイクロソフ ト	URL データベース+PICS セルフレイティング	独自データベースを持た ない	無償配布

- ・ 国内ソフトウェアベンダーが学校や企業、家庭向けに種々のフィルタリングソフトを提供しているが、データの互換性はほとんど図られていない。いくつかのソフトについては、PICS 準拠の公開ラベルビューロを参照できるようになっている。多くのソフトは、海外の主要なフィルタリングソフトを国内企業が翻訳し、国内向けに販売しているものである。
- ・ 親や教師の立場からは、より多くの割合の有害ページに対して、フィルタリングの網が掛かること、すなわちフィルタリングによる有害情報の捕捉率が高いことが望ましい。この観点からは、PICS 等の共通仕様のラベルデータを用いたり、ラベルデータ交換規則を設けたりすることによって、各社や各団体間でラベルデータを共用できることが望まれる。しかし、民間企業の立場としては、自社のリソースを投じて構築したデータベースこそが大きなセールスポイントとなっている事情があり、ラベルデータを他社のために提供したり、相互利用したりすることは難しい。

3.1.1.3 公益法人・NPO 等による取組み

(1) 社団法人日本インターネットプロバイダー協会 (JAIPA)⁹

- ・ 小中学生向けのホワイトペーパーフィルタリングシステムを開発中である¹⁰。
- ・ ホワイトペーパーフィルタリングの機能は、「ホワイトリストに載っていない URL をブロックする」というものである。
- ・ プログラムとしては、10 万件のダミーデータでテストした実績があり利用できる状態になっている。しかし、現在集まっているホワイトリストは 1 万件に留まっている。これらの URL は各種の児童向けページ(いわゆるキッズページ)から集めてきた URL のみである。
- ・ 今後は、学校の先生の協力を得てホワイトリストを集められるような運営の体制作りを進める予定である。

(2) 通信・放送機構 (TAO) の学校インターネット¹¹

- ・ 文部科学省・総務省連携プロジェクトである。
- ・ TAO学校インターネット企画評価委員会情報モラル部会事業の関連で、千葉学芸高等学校の高橋校長のもと、学校インターネット参加の全国4000校を対象(外部公開もすることにより、実質は40000校対象の予定)として運用実験が進められており、ニューメディア開発協会のSFSとラベルビューロも実験システムとして採用されている。
- ・ また、ニューメディア開発協会のラベルビューロをベースに、教育用有意義度に応じたポジティブレイティング¹²を行うカテゴリを追加して、全国の教員に参

⁹ <http://www.jaipa.org/>

¹⁰ http://www.jaipa.org/active/edu_index.html

¹¹ <http://www.schoolnet.gr.jp/>

¹² 有益情報に対してレイティングを行う方式のこと。

加を求めながら教育用ラベルビューロを運用する構想がある。

- ・ さらに、教育用サードパーティレーティングシステムの立ち上げが予定されている。

(3) 財団法人コンピュータ教育開発センターのEスクエア・プロジェクト¹³

- ・ 児童向けのホワイトリストである「教材ページ」を提供している¹⁴。

(4) 財団法人ニューメディア開発協会

- ・ フィルタリングに関する技術標準である PICS に準拠したフィルタリングシステムを開発し、インターネット上でサーバ型フィルタリングシステム (SFS) を無償提供している¹⁵。2001年4月にリリースされたSFS2.0の配布件数(2001年1月末時点)は、合計1239件であり、内訳は、企業377件、学校319件、公的機関84件、自宅423件、その他36件となっている(表3-6を参照のこと)。

表 3-6 SFS2.0 の申し込み累計

	企業	学校	公的機関	自宅	その他	合計
2001年4月	40	31	9	17	0	97
2001年5月	194	93	38	138	0	463
2001年6月	234	142	44	212	4	636
2001年7月	260	172	51	223	6	712
2001年8月	275	192	58	233	7	765
2001年9月	293	208	61	241	8	811
2001年10月	323	249	70	275	14	931
2001年11月	338	277	74	317	17	1023
2001年12月	348	280	77	343	19	1067
2002年1月	377	319	84	423	36	1239

- ・ ちなみに、1999年4月にリリースされた旧バージョンであるSFS1.0の配布件数(2001年4月時点)は、合計791件であり、内訳は企業333件、学校259件、公的機関56件、自宅143件となっている。
- ・ また、有害サイトのURLを登録したラベルデータベース(ラベルビューロ)を継続的に拡大しており、2002年2月時点で日本語サイトを中心に45万URLのラベルデータを保有している。このPICS準拠のラベルビューロは、インターネット上で無償公開されている。2001年は年間で20万件以上のラベル件数の追加しており、2002年1月からは、英語サイトのラベルデータ作成にも着手

¹³ <http://www.edu.ipa.go.jp/E-square/>

¹⁴ <http://www.edu.ipa.go.jp/E-square/index.html>

¹⁵ <http://www.iajapan.org/rating/>

している。ラベルビュー口は Web 上で一般公開しているため、SFS からの利用のみならず、PICS 対応のフィルタリングソフトや、マイクロソフト社のブラウザ Internet Explorer (3.0 以降) のコンテンツアドバイザーから利用することが可能である。

- ・ また、PICS に基づいた国内向けレイティング基準「SafetyOnline¹⁶」を提供している。
- ・ 他のフィルタリングソフトへのラベルデータ提供も行っている。
- ・ 韓国の情報通信倫理委員会¹⁷とラベルデータ交換を予定している。韓国情報通信倫理委員会は PICS に基づいた「インターネットコンテンツレイティングサービス¹⁸」を提供しており、2001 年 11 月時点で 11 万件のラベルビュー口を構築している。
- ・ ICRA ラベリング基準¹⁹に準拠した日本語セルフラベリングツールを開発し、ICRA へ提供した。情報発信者は自らの Web ページに対して、オンライン上で該当項目にチェックする方式によって容易に PICS 準拠のラベル (PICS ラベル) を作成することができる。作成した PICS ラベルを Web ページに付加することにより、当該 Web ページは SFS や、Internet Explorer のコンテンツアドバイザーなどの PICS に対応したフィルタリングソフトを使ってフィルタリングすることが可能になる。

(5) 財団法人インターネット協会

- ・ インターネット協会 (旧電子ネットワーク協議会) では、「インターネットを利用する方のためのルール&マナー集」(1999 年 3 月) において、一般利用者向けに有害情報を発信しないことを含むネット利用のルールとマナーを公表した。また、上記ルールとマナー集の「こどもばん」(1999 年 12 月) において、児童および保護者向けにインターネットの利用方法をわかりやすく説明している。

(6) 特定非営利活動法人子どもを有害サイトから守る会

- ・ 2000 年 7 月に特定非営利活動法人 (NPO 法人) となった。
- ・ 活動目的は、「教育機関および、子どものインターネットにおける安全を守る」こと、「会の趣旨に賛同する人を募集し、より良いインターネット環境を整える」こと、「教育機関へのフィルタリング情報の提供を行う」こと、および「広大なインターネットの荒海を楽しく有意義にネットサーフィンできるようにボ

¹⁶ <http://www.nmda.or.jp/enc/rating/rating-standard.html>

¹⁷ <http://www.icec.or.kr/>。2001 年 10 月には、児童の正しいインターネット使用を指導するために、両親用の情報通信倫理教材である「インターネット時代の賢明な両親・健全な子供」を発刊した。また、青少年自らがインターネットの不健全な部分に対応できるように、青少年用の情報通信倫理教育教材「僕たちが創る健全なインターネット」も同時に発刊した。情報通信倫理委員会は、発刊した教材を両親や関連団体をはじめ、全国の主婦向けインターネット教室、学校の PTA などに無料配付し、倫理教育の教材として使う予定である。

¹⁸ <http://211.253.9.170:8080/icec/front/english/center2.htm>

¹⁹ 「 6 . 3 . 1 ICRA ラベリング基準」を参照のこと。

ランティアの輪を広げる」こととされている。

- ・ ラベルビュー口間の連携を推進している。

(7) ホットライン²⁰

- ・ ホットラインとは、インターネット上の違法な情報、とりわけ児童ポルノに関して利用者からの通報を受け、業界や法執行機関に通知するなど、一定の対応方法をとる機関のことである。法執行機関によるオンラインパトロールや、ISP による自主努力による違法情報の摘発・削除を補完する役割を果たしている。
- ・ 海外では、英国の IWF (Internet Watch Foundation)²¹や米国の NCMEC (National Center for Missing and Exploited Children)²²が有名である。また、欧米のホットライン間の連携をとるフォーラムとして INHOPE²³が 1998 年に設立されている。
- ・ 我が国でも、インターネット協会により 2000 年 12 月に、インターネットに関する種々の問題の相談・通報窓口の実務担当者相互の情報共有や連携を目的として、インターネットホットライン連絡協議会²⁴が設立されている。
- ・ また、特定非営利活動法人日本ガーディアン・エンジェルズ²⁵が「サイバー・エンジェルズ」として、インターネットにおける防犯活動およびホットラインの運営も行っている。その他、我が国には、「違法・有害情報」「プライバシー侵害」「悪質・悪徳商法」「著作権問題」「オークション被害」「電話料金請求」「ネット詐欺」「迷惑メール」等の様々な問題に対処するホットライン団体が活動を行っている²⁶。

3.1.1.4 地域の協議会による取組み

(1) 新潟県スクールネット防犯連絡協議会

- ・ 県警察本部、教育庁、県福祉保健部、学校長会、市町村教育委員会、ISP、青

²⁰ ホットラインとは、インターネット上の違法な情報とりわけ児童ポルノに関して利用者からの通報を受け、業界や法執行機関に通知するなど、一定の対応方法をとる機関のことである。

²¹ 英国の非営利団体であり、1996 年 12 月からホットラインを設置している。違法コンテンツに対抗するための世界最初のホットラインの 1 つである。

²² NCMEC は 1984 年に連邦議会により、行方不明の児童および児童搾取についての報告を目的として設立された。司法省と財務省から予算を得ている。NCMEC の活動は端的に言うと、行方不明の児童および児童に対する性的搾取に関する情報のクリアリングハウスである。

²³ INHOPE は、英国のチャイルドネット・インターナショナルおよび IWF、ドイツの FSM およびニューズウォッチ (Newswatch)、ノルウェーのレット・バルナ (Redd Barna、英語名称はセイブ・ザ・チルドレン・ノルウェー)、オランダのメルトプント (Meldpunt)、米国のサイバートップライン (Cyber Tipline、米 NCMEC の運営するホットライン) 等のホットライン同士の連携を促進し、ネット上の児童ポルノを削減することを目的とするフォーラムであり、1998 年 2 月から活動を開始している。欧州委員会から補助金を受けている。1999 年には INHOPE は協会組織となっている。

²⁴ <http://www.iajapan.org/hotline/>

²⁵ 米国の自警団であるガーディアン・エンジェルズの日本支部であり、繁華街を中心とした青少年の非行・犯罪防止活動、応急救護活動、環境美化浄化運動などを主軸とし、地元の人々と共に各地特性に合わせた活動を行っている。

²⁶ <http://www.iajapan.org/hotline/keywordlink.html> を参照のこと。

少年育成団体、有識者から構成される。

- ・ 違法・有害情報の監視を行い、同協議会のフィルタリングサーバ（スクイットというフリーのプロキシサーバを利用。ニューメディア開発協会のラベルデータも利用）に有害サイトを登録している。このデータに基づき、参加 ISP が学校や家庭、企業、役所にフィルタリングサービスを提供し、県内で統一して有害情報を制御している。
- ・ 受信者側で、どの情報をブロックするかを設定・選択することはできない。フィルタリングサーバに登録されたサイトが一律ブロックされる。
- ・ フィルタリングサービスの利用団体は、小中高等学校が合わせて約 400 校、企業や家庭での利用は宣伝していないこともあって、あまり多くない。

3.1.1.5 学校による取組み

(1) インターネット接続学校の取組み

- ・ 文部科学省の平成 13 年 3 月の調査²⁷によると、「インターネット接続学校 31,638 校における有害情報への対応状況（複数回答）」に対する回答は表 3-7 の通りであった。

表 3-7 インターネット接続学校 31,638 校における有害情報への対応状況

回答	回答数（複数回答）
教員の指導の下に対応	24,888 校（78.7%）
フィルタリングソフトにより対応	22,546 校（71.3%）
利用制限（必要な情報は教員が収集・提供）により対応	7,666 校（24.2%）
対応していない	1,777 校（5.6%）

- ・ また文部科学省の同調査では、「インターネット接続学校 31,638 校におけるインターネット接続先」に対する回答は表 3-8の通りであった。

²⁷ 文部科学省「学校における情報教育の実態等に関する調査結果」（2001年9月）、全国の公立学校38,995校を対象とした調査である。http://www.mext.go.jp/b_menu/kensaku/index.htm

表 3-8 インターネット接続学校 31,638 校におけるインターネット接続先

回答		回答数（複数回答）
民間プロバイダ		17,858 校（56.4%）
公的機関 ²⁸	自治体ネットワークセンター	2,750 校（8.7%）
	教育センター等	10,530 校（33.2%）
独自接続		500 校（1.6%）

- ・ 同調査では、教育センターを通じてインターネット接続する等の方法でフィルタリングを行う公立学校の割合が高いことがわかるが、一方で有害情報対策を行っていない学校もあり、早急な対応が望まれるところである。

3.1.1.6 警察による取組み

（1）警察庁のインターネット上の少年に有害なコンテンツ対策研究会

- ・ 2001 年 5 月に警察庁は、インターネットに流れる青少年の発達に有害とされる情報の実態を把握するために「インターネット上の少年に有害なコンテンツ対策研究会」（事務局・警察庁少年保護対策室）を発足させた。
- ・ 警察庁や文部科学省青少年課長、ISP、携帯電話会社、PTA 関係者や大学教授ら 13 人から構成される。
- ・ 2002 年 3 月まで、青少年のネット利用の実態や青少年に悪影響を与えると考えられる違法・有害なコンテンツの現状を把握したうえ、少年をそれら有害な情報から遠ざけるための倫理教育や啓発策について検討し、報告をまとめる。
- ・ 検討対象には出会い系サイトも含まれる。

（2）平成 13 年中のハイテク犯罪等に関する相談受理状況

- ・ 警察庁発表によると、平成 13 年中のハイテク犯罪等に関する相談受理状況は表 3-9 の通りであった²⁹。これは、都道府県警察に寄せられた相談として警察庁に報告があったものの件数である。
- ・ 違法・有害情報（わいせつ画像、違法薬物販売等）に関する相談が全体の約 19% を占める。また、迷惑メールに関する相談は昨年約 2 倍であった。

²⁸ 「公的機関」に接続する学校は、教育センター等においてセキュリティの確保や有害情報のフィルタリングを行った上で、インターネットに接続している。

²⁹ http://www.npa.go.jp/hightech/arrest_repo/kenkyo_2001.htm

表 3-9 ハイテク犯罪等に関する相談受案件数

	平成 13 年	平成 12 年	増 減
違法・有害情報に関する相談	3,282 件	2,896 件	386 件
迷惑メールに関する相談	2,647 件	1,352 件	1,295 件
名誉毀損・誹謗中傷等に関する相談	2,267 件	1,884 件	383 件
インターネット・オークションに関する相談	2,099 件	1,301 件	798 件
詐欺・悪質商法に関する相談（インターネット・オークション関係を除く）	1,963 件	1,396 件	567 件
不正アクセス・コンピュータウイルスに関する相談	1,335 件	505 件	830 件
その他	3,684 件	1,801 件	1,883 件
合 計	17,277 件	11,135 件	6,142 件

3.1.1.7 まとめ

- ・ 我が国の現状では、インターネット上の有害情報を規制する実効的な法律がないため、有害情報規制はその多くの部分において、自主規制に依らざるをえない。情報発信者による入場制限、業界団体による ISP 向けガイドラインの策定、ISP によるアクセス制限サービスの提供、ポータルサイトによるホワイトリストの提供、受信者側（学校、親、自治体）によるフィルタリングソフトの導入、ホットラインの活動などの取組みがなされている所である。
- ・ 現状の課題は、各企業や団体、学校、自治体、個人等によるこれらの施策に全体としての統一性がなく、方向性がはっきりしないという点である。有害情報問題に対する各企業、団体、学校、自治体等の活動を横に繋ぎ、交流を深めるような情報交換・意見交換の場が、あるいは各企業、団体、学校、自治体等が連携して対策を進めるための仕組みづくりが必要である。

3.1.2 インターネット上の有害情報の流通状況

3.1.2.1 アンケート調査結果の分析

- ・ 本節では、ニューメディア開発協会が平成 13 年度に実施したアンケート調査の調査結果について分析を行った。同調査は、サーバ型フィルタリングシステムの利用状況を調査し、また、インターネット上での有害情報流通動向と今後のサーバ型フィルタリングシステムの在り方について利用者の意識調査を行うことを目的に、ニューメディア開発協会が管理運営するサーバ型フィルタリングシステム管理者向けメーリングリストに登録されている利用者を対象に行われたものである。アンケートの作業手順としては、電子メールにより依頼文を発送し、ニューメディア開発協会の Web サイト上に用意したアンケートページ上でアンケートに回答してもらい、アンケート回答ログを取得した。アンケート回答ログをもとに、アンケート集計表を作成した。依頼文の送付先数は 338 名、回答者数は 31 名であった。

(1) インターネットの利用方法

- ・ 今までに利用したことのあるインターネットの利用方法については、「電子メール」を挙げた回答者が 97%、「Web サイト」が 94%、「掲示板」が 71%、「ニュースグループ³⁰」が 42%、「チャットルーム」が 23%、「インスタントメッセージ³¹」と「ファイル交換(ピア・トゥ・ピア)³²」がそれぞれ 16%となっている。(表 3-10参照のこと。)

³⁰ニュースグループ(ネットニュース)が Web と違う点は、Web ではどこか 1カ所に記事をアップロードした Web サーバがあるのに対し、ニュースではニュースサーバを持っているコンピュータが、投稿された記事をバケツリレー式に他のニュースサーバに転送することである。これを繰り返すことによって、インターネット上のすべてのニュースサーバに記事が送られる仕組みになっている。普通はニュースリーダーをパソコンにインストールして利用するが、最近では、検索サイトの Google のように、Web 経由でニュースグループを参照したり投稿したりすることが出来るようになった。

³¹ インスタントメッセージは、登録したメンバー同士でチャットができる仕組みである。予めメンバーを登録しておく、自分がオンラインの状態であるときに、同じくオンラインの状態にあるメンバーがわかり、そのメンバーにチャット形式でメッセージを送信してコミュニケーションすることができる。誰と誰が連絡を取りたがっているのかということサーバで管理し、相手の状態を示す絵文字や文字メッセージを表示することにより、相手の状態を見てコミュニケーションをとることも可能である。

³² サーバからのファイルダウンロードの様に、ファイルがサーバ上に一元的に保存されるのではなく、ファイルをやり取りするコンピュータ間で直接に交換される形態の利用方法である。Napster に代表される仲介型では、どの誰がどのようなファイルを持っているか仲介するコンピュータが存在する。Gnutella に代表される伝言型(リレー型、チェーン型とも言う)では、ファイルの所在についての情報を集中的に管理する仲介役のコンピュータは存在せず、ファイルに関する情報は、利用者のコンピュータからコンピュータへ手渡しされていく。これらの Napster や Gnutella に代表されるファイル交換ソフトウェアは、もともと音楽ファイルなどの交換や共有を容易に行うために開発されたものだが、電子化されたファイルであれば、著作物を含めてどのようなものでも交換可能である。他に、WinMX 等のファイル交換ソフトがある。

表 3-10 利用したことのあるインターネットの利用方法

あなたがこれまで利用したことのあるインターネットの利用方法 (複数回答)	回答数
1.Webサイト	29
2.掲示板	22
3.チャットルーム	7
4.ニュースグループ (ネットニュース)	13
5.インスタントメッセージ	5
6.電子メール	30
7.ファイル交換 (ピア・トゥ・ピア)	5
8.その他	2
その他の説明	ホームページ公開、動画再生、ダウンロード、ドメイン取得、オンラインショッピング、オークション

(2) 有害情報の流通経路

- ・ 今まで有害情報を見たことのあるインターネットの利用方法については、「Web サイト」を挙げた回答者が 94%、「電子メール」が 52%、「掲示板」が 48%、「ニュースグループ」が 26%、「チャットルーム」が 13%となっている。「有害情報を見たことはない」という回答も見られた。(表 3-11参照のこと。)
- ・ ニュースグループ、チャットルーム、ファイル交換(ピア・トゥ・ピア)、インスタントメッセージについては、それらの利用方法を「今までに利用したことがある」と答えた回答者のうち、当該利用方法において有害情報を見たことがある者の割合はそれぞれ、62%、43%、60%、40%となっている。

表 3-11 有害情報を見たことのある利用方法

あなたが有害情報を見たことのある利用方法 (複数回答)	回答数
1.Webサイト	29
2.掲示板	15
3.チャットルーム	4
4.ニュースグループ (ネットニュース)	8
5.インスタントメッセージ	2
6.電子メール	16
7.ファイル交換 (ピア・トゥ・ピア)	3
8.有害情報を見たことはない	2
9.その他	0

- ・ 回答者が管理する利用者（生徒、子供、従業員等）が有害情報を見たことのあるインターネットの利用方法については、「Web サイト」を挙げた回答者が84%、「電子メール」が42%、「掲示板」が35%、「チャットルーム」が16%、「ニュースグループ」が13%となっている。（表 3-12参照のこと。）

表 3-12 あなたが管理する利用者が有害情報を見たことのある利用方法

あなたが管理する利用者が有害情報を見たことのある 利用方法 (複数回答)	回答数
1.Webサイト	26
2.掲示板	11
3.チャットルーム	5
4.ニュースグループ (ネットニュース)	4
5.インスタントメッセージ	1
6.電子メール	13
7.ファイル交換 (ピア・トゥ・ピア)	0
8.有害情報を見たことはない	1
9.その他	2
その他の説明	現場を目撃したことはない。 個人利用

- ・ 今後ますます有害情報の流通が多くなるだろうと思われるインターネットの利用方法については、「Web サイト」を挙げた回答者が81%、「電子メール」が65%、「掲示板」が55%、「チャットルーム」が39%、「ファイル交換(ピア・トゥ・ピア)」が26%、「インスタントメッセージ」が19%、「ニュースグループ」が10%となっている。（表 3-13参照のこと。）

表 3-13 今後ますます有害情報の流通が多くなるだろうと思われる利用方法

今後ますます有害情報の流通が多くなるだろうと思われる 利用方法 (複数回答)	回答数
1.Webサイト	25
2.掲示板	17
3.チャットルーム	12
4.ニュースグループ (ネットニュース)	3
5.インスタントメッセージ	6
6.電子メール	20
7.ファイル交換 (ピア・トゥ・ピア)	8
8.その他	3
その他の説明	WAREZによる違法ソフトの入手 i-mode 携帯利用のインスタントメッセージ

- ・ 管理者（先生、親等）や利用者（生徒、子供、従業員等）が目にする有害情報の流通経路としては、Web サイト、電子メール、掲示板、ニュースグループを挙げた回答者が多い。また、回答者の意見では、Web サイト、電子メール、掲示板、チャットルーム、ファイル交換（ピア・トゥ・ピア）で今後、有害情報の流通が多くなるだろうということであった。

(3) SFS に望む機能

- ・ 今後の SFS に望む機能については、「リアルタイムフィルタリング(キーワードフィルタリング)」を挙げた回答者が 68%、「メールフィルタリング³³」が 61%、「チャット・掲示板へのアクセス制限機能」が 48%、「個人情報の送信を制限する機能」が 45%、「オンラインショッピングの制限機能」が 39%、「ピア・トゥ・ピアのファイル交換を制限する機能」が 19%となっている。(表 3-14参照のこと。)

³³有害な言葉を含むメールをフィルタリングする機能。

表 3-14 今後のSFSに望む機能

今後のSFSに望む機能 (複数回答)	回答数
1.リアルタイムフィルタリング (キーワードフィルタリング)	21
2.メールフィルタリング	19
3.チャット・掲示板へのアクセス制限機能	15
4.ニュースグループへのアクセス制限機能	4
5.オンラインショッピングの制限機能	12
6.個人情報の送信を制限する機能	14
7.ピア・トゥ・ピアのファイル交換を制限する機能	6
8.その他	5
その他の説明	Webメールのフィルタリング リアルタイムフィルタリングは有用HPの閲覧出来なくなる場合があるので、取り入れない方がよい。アメリカではこの方法の排除勧告がでたとか出ないとか・・・ 有料サイトほか 有料なもの サービス起動, ウィルスチェック 処理速度ですけど、無償ですからね(^^ゞ

- ・ 「キーワードフィルタリング」および「メールフィルタリング」に対する要望が多かった。これらの機能については、今後のSFSの開発に取り込んでいくべき機能であると言える。また、「チャット・掲示板へのアクセス制限機能」、「個人情報の送信を制限する機能」、および「オンラインショッピングの制限機能」に対する要望も多かった。

(4) 児童に見せたくない情報の種類

- ・ 子供または生徒に見せたくない情報については、「アダルト情報(アダルトサイト、成人用グッズ)」を挙げた回答者が90%、「残虐な内容や暴力的な内容」が81%、「悪趣味な情報(グロテスク、変態、フェチ等)」が68%、「スパムメール(広告、宣伝、勧誘、嫌がらせ)」が68%、「毒物・麻薬情報」が65%、「悪口・誹謗中傷」が61%、「出会い系サイト」が61%、「差別的な内容(人権侵害、偏見・差別)」が58%、「ギャンブル」が58%、「危険な行為の助長(武器の製造解説、ハッカー関連、喫煙・飲酒の助長)」が55%、「詐欺的な情報(誇大広告、ねずみ講、マルチ商法、高額なセミナー)」が52%、「死に関する情報(自殺、死、カルト)」が48%、「著作権、商標権等の知的財産権の侵害(違法コピー等)」が45%となっている。(表 3-15参照のこと。)

表 3-15 子供または生徒に見せたくない情報

あなたがお子様または生徒さんに見せたくない情報について教えてください(複数回答)	回答数
1.アダルト情報(アダルトサイト、成人用グッズ)	28
2.残虐な内容や暴力的な内容	25
3.悪口・誹謗中傷	19
4.毒物・麻薬情報	20
5.差別的な内容(人権侵害、偏見・差別)	18
6.著作権、商標権等の知的財産権の侵害(違法コピー等)	14
7.詐欺的な情報(誇大広告、ねずみ講、マルチ商法、高額なセミナー)	16
8.悪趣味な情報(グロテスク、変態、フェチ等)	21
9.危険な行為の助長(武器の製造解説、ハッカー関連、喫煙・飲酒の助長)	17
10.死に関する情報(自殺、死、カルト)	15
11.オンライン取引(ショッピング、オークション、キャッシング)	6
12.スパムメール(広告、宣伝、勧誘、嫌がらせ)	21
13.出会い系サイト	19
14.ギャンブル	18
15.ゲーム	6
16.アイドル	3
17.チャット	7
18.その他	7
その他の説明	<p>会社なので、他社の採用情報など</p> <p>有料サイトほか 有料なもの委託業者であるため回答なし</p> <p>多くは程度問題になってしまいます。完全隔離もどうかと思いますし。</p> <p>明らかに内容が虚偽であるもの。歴史的事実の否定(例えばナチスの行為や存在の事実を否定する内容など)</p> <p>チャットは相談相手ならOK。犯罪系はNG</p>

- ・ 上記の情報の種類のうち、「スパムメール(広告、宣伝、勧誘、嫌がらせ)」「ゲーム」「アイドル」「チャット」「その他」以外については、現行の SafetyOnline 基準において対応がなされている。すなわち、「アダルト情報(アダルトサイト、

成人用グッズ)」については、SafetyOnline の「ヌード」「セックス」のカテゴリで（成人用グッズ等は「その他」カテゴリで）対応している。「残虐な内容や暴力的な内容」については、「暴力」のカテゴリで対応している。「悪口・誹謗中傷」については、「言語」のカテゴリで対応している。「悪趣味な情報（グロテスク、変態、フェチ等）」、「毒物・麻薬情報」、「出会い系サイト」、「差別的な内容（人権侵害、偏見・差別）」、「ギャンブル」、「危険な行為の助長（武器の製造解説、ハッカー関連、喫煙・飲酒の助長）」、「詐欺的な情報（誇大広告、ねずみ講、マルチ商法、高額なセミナー）」、「死に関する情報（自殺、死、カルト）」、および「著作権、商標権等の知的財産権の侵害（違法コピー等）」については、「その他」のカテゴリで対応している。

- ・ 「スパムメール（広告、宣伝、勧誘、嫌がらせ）」については Web ページ上で閲覧する情報ではないため、他の情報と同様に扱うことが難しい。これについては、従来の Web ページに対するフィルタリングとは別に、メールに対するフィルタリングとして分けて検討すべきと考えられる。
- ・ 現行の SafetyOnline（表 3-16 参照のこと）では、「その他」のカテゴリにおいて、各レベルに具体的にどのような種類の情報が対応するのかということが、明示的に規定されていない。このため、(1) SafetyOnline 基準に基づきレイティングされたラベルデータを利用する利用者にとっては、「その他」カテゴリの各レベルにどのような情報が含まれ、どのような情報が含まれないのかが分からない、(2) SafetyOnline 基準に基づきレイティングを行うレイティング者にとっては、「その他」カテゴリの各レベルにどのような情報を含めたらよいか判断できない、という問題が生じている。このような問題を解決するためには、SafetyOnline の各カテゴリ・各レベル毎に該当する情報を具体的に説明するガイドラインまたはサンプル集を作成することが望ましい。

表 3-16 レイティング基準 SafetyOnline

レベル	ヌード (n)	セックス (s)	暴力 (v)	言葉 (l)	その他 (e)
4	「性器の強調」 人やそれに類するものの全裸の描写で、性器を強調した描写。	「性行為」 明らかに性行為とみなせる描写。及び強姦などの性犯罪、嗜虐的・被虐的性行為の描写。	「残虐」 拷問や死体の切断、強姦などの残虐な場面や、切断された死体など残虐行為が描写されている。	「誹謗中傷」 特定の個人や団体に対する誹謗中傷や著しくわいせつな表現を含んでいる。	「反社会的」 「ヌード」「セックス」「暴力」「言葉」以外で反社会的と思われるコンテンツを含む。
3	「全裸」 人やそれに類するものの性器や陰毛が見えるような全裸写真、絵画、イラストなどの描写。	「性行為らしき描写」 明らかに性行為であるとみなせないが、性行為らしいと思われるあるいは性行為を連想させる描写。	「殺人」 人やそれに類するものの明確な殺意や破壊の意志のもとに暴力が加えられ殺されるような場面の描写、あるいは流血や死体など、暴力の結果が描写されている。	「わいせつ表現」 露骨にわいせつな表現や卑猥なジェスチャーが含まれている。	「違法」 「ヌード」「セックス」「暴力」「言葉」以外で違法性があるが、反社会性は持たないと思われるコンテンツを含む。
2	「部分的なヌード」 性器は見えないが、臀部、胸部のように通常衣服で隠蔽されている身体の一部が露出されている描写。	「着衣のままの性的接触」 ペッティング等、着衣で性器の見えない状態で行われる異性間あるいは同性間の性的接触。	「殺傷」 人に対する傷害行為やそれを連想させるような描写を含んでいる。	「悪口」 冒瀆的な意図や俗悪な意図をもって使われるスラングや悪口が含まれている。	「公序良俗に反する」 「ヌード」「セックス」「暴力」「言葉」以外で公序良俗に反すると思われるが、違法ではないと思われるコンテンツを含む。
1	「露出的な服装」 性器や臀部、女性の胸部など身体の部分的露出はないが、身体の線が強調されていたり、乳房の3/4程度までが見えるような服装をしている人物、写真等の描写。	「セクシャルなキス」 舌が接触している、あるいは口が開いているようなキス。親愛の情を示すようなキスは含まない。	「争い」 人や動物が争っている描写であり、傷害や流血の描写は含まない。	「穏やかな悪口」 比較的穏やかなスラングや性的機能に関する解剖学的言及のもとでの表現を含んでいる。	「要注意」 「ヌード」「セックス」「暴力」「言葉」以外で子供に見せるのに注意を要するが、公序良俗に反するほどではないと思われるコンテンツを含む。
0	「なし」 レベル1~4に属するような描写を含まない。	「なし」 レベル1~4に属するような描写を含まない。	「なし」 レベル1~4に属するような描写を含まない。	「不快感を与えない言葉」 レベル1以上の悪口やわいせつ表現などの表現、言葉がない。人に不快感を与えない言葉や文章で記述されている。	「なし」 「ヌード」「セックス」「暴力」「言葉」以外でレベル1以上の記述に相当するようなコンテンツを含まない。

(5) SafetyOnline において増設すべきカテゴリ

- SafetyOnline の改訂において増設すべきカテゴリについては、「出会い系サイト」を挙げた回答者が58%、「差別的な内容(人権侵害、偏見・差別)」が45%、「詐欺的な情報(誇大広告、ねずみ講、マルチ商法、高額なセミナー)」が45%、「悪趣味な情報(グロテスク、変態、フェチ等)」が45%、「スパムメール(広告、宣伝、勧誘、嫌がらせ)」が45%、「ギャンブル」が45%、「毒物・麻薬情報」が42%、「オンライン取引」が42%、「危険な行為の助長(武器の製造解説、ハッカー関連、喫煙・飲酒の助長)」が39%、「死に関する情報(自殺、死、カルト)」が35%、「著作権、商標権等の知的財産権の侵害(違法コピー等)」が32%となっている。(表 3-17参照のこと。)

表 3-17 SafetyOnline の改訂において増設すべきカテゴリ

SFS / ラベルビュー口が利用するレイティング基準「SafetyOnline」には、「ヌード」「セックス」「暴力」「言語」その他」というカテゴリがあります。レイティング基準「SafetyOnline」を改訂し、カテゴリ数の増設する場合、増設すべきと思われるカテゴリを以下から選択してください (複数回答)	回答数
1.毒物・麻薬情報	13
2.差別的な内容(人権侵害、偏見・差別)	14
3.著作権、商標権等の知的財産権の侵害(違法コピー等)	10
4.詐欺的な情報(誇大広告、ねずみ講、マルチ商法、高額なセミナー)	14
5.悪趣味な情報(グロテスク、変態、フェチ等)	14
6.危険な行為の助長(武器の製造解説、ハッカー関連、喫煙・飲酒の助長)	12
7.死に関する情報(自殺、死、カルト)	11
8.オンライン取引(ショッピング、オークション、キャッシング)	13
9.スパムメール(広告、宣伝、勧誘、嫌がらせ)	14
10.出会い系サイト	18
11.ギャンブル	14
12.ゲーム	8
13.アイドル	2
14.チャット	6
15.その他	3
その他の説明	オンライン取引などは、見れるだけにしたい(こんなことも出来るんだという勉強になる) 有料サイトほか 有料なもの

3.1.2.2 文献調査結果の分析

(1) ベルテルスマン財団の文献

- ・ ドイツのベルテルスマン財団 (Bertelsmann Foundation) はオーストラリア放送行政局 (Australian Broadcasting Authority, ABA) の協力を受けて、1999年6月にインターネット上のコンテンツの不安に関する電話調査を、18歳以上を対象に、ドイツ、米国、オーストラリアの3カ国で行った³⁴。サンプル数は、ドイツが1423、米国が1003、オーストラリアが1200であった³⁵。以下に、いくつかの調査結果を挙げる。表 3-18、表 3-19、表 3-20、表 3-21、表 3-22、および表 3-23を参照のこと。

表 3-18 児童にとって不適切なインターネット上のコンテンツ (18歳未満の子供を持つ回答者)

インターネット上には児童にとって不適切なコンテンツやサイトがありますか？	ドイツ	米国	オーストラリア
はい	63%	91%	79%
いいえ	2%	3%	9%
わからない	35%	6%	12%

表 3-19 児童にとって不適切なインターネット上のコンテンツ (インターネットを利用している回答者)

インターネット上には児童にとって不適切なコンテンツやサイトがありますか？	ドイツ	米国	オーストラリア
はい	82%	95%	82%
いいえ	4%	2%	10%
わからない	14%	3%	8%

- ・ 「児童にとって不適切なインターネット上のコンテンツ」の認知については、1999年の時点で既にこれらの3カ国では、かなり高い割合で認知されている。とりわけインターネット利用者は80%以上 (米国は95%) が認知していた。
- ・ 我が国では、2000年1月に旧郵政省が行った「平成11年度 (1999年度) 電気通信サービスモニターに対する第2回アンケート調査結果³⁶」 (アンケート発送数1,000、回収数957、回収率95.7%) によると、「インターネット上の違法・

³⁴ Jens Waltermann, Machill Marcel (eds.) (2000): Protecting Our Children on the Internet: Towards a New Culture of Responsibility: Bertelsmann Foundation Publishers.より。

³⁵ そのうち、インターネットを利用している回答者はドイツが605人、米国が698人、オーストラリアが718人であった。

有害情報流通の認知度」はインターネット利用経験者において、「知っているし、見たこともある」が34.9%、「知っているが、見たことはない」が63.1%、「知らない」が2.0%となっており、認知度は非常に高いが、実際に見たことのある利用者はそのうちの三分の一程度となっている。

- ・ 韓国の情報通信部が韓国情報通信倫理委員会と共同で2001年7月から8月に行った調査によると、韓国の小学生の68.3%、中高校生の84.4%がインターネットでアダルトサイトを訪れた経験があるという。サンプル数は小学生、中高校生それぞれ1000人である。これらの生徒は友達の見聞、検索エンジン、バナー広告、偶然のリンクアクセスなどを通じてアダルトサイトを訪れたということであり、そのうち、小学生の65.6%、中高校生の96.4%が家からアダルトサイトへアクセスしていた。また、アダルトサイトを訪れた経験のある小学生の17.5%と中高校生の27.4%がアダルトサイトへのアクセスを今後も続ける意思があると答えている³⁷。

表 3-20 児童保護におけるチャットルームの問題（子供を持ち、インターネットを利用している回答者）

児童保護を考えたとき、チャットルームには問題があると考えますか？	ドイツ	米国
はい	20%	73%
いいえ	20%	15%
わからない	18%	3%
チャットルームを知らない	42%	9%

オーストラリアではこの質問は実施されず。

- ・ 「児童保護におけるチャットルームの問題」については、米国ではチャットルームへの問題意識が高いが、ドイツではインターネット利用者にチャットルーム自体があまり知られておらず、問題意識も低いものとなっている。米国では、幼児性愛者がチャットルームで児童に成りすまし、そこで知り合った児童にポルノ画像を送りつけたり、児童を誘い出して性的虐待を加えたりする事件が頻発しており、こういった社会背景を反映しているものと思われる。

³⁶ <http://www.yusei.go.jp/pressrelease/japanese/denki/000413j601.html>

³⁷ <http://japan.internet.com/public/news/20011023/10.html>

表 3-21 不適切なコンテンツについての経験（インターネットを利用している回答者）

インターネット上であなたが不快に感じるコンテンツを見たことはありますか？		ドイツ	米国	オーストラリア
はい		27%	35%	24%
内訳	ポルノ、性的描写	18%	20%	15%
	暴力描写、暴力行為の助長、暴力の要求	7%	5%	7%
	政治的プロパガンダ	6%	4%	2%
	宗派	-	-	-
	その他	2%	5%	3%
	無回答	1%	6%	3%
いいえ		72%	64%	76%
無回答		1%	1%	-

- ・ 「不適切なコンテンツについての経験」については、1999年時点で、これら3カ国で実際に不適切なコンテンツを見たインターネット利用者はさほど多くない。実際に見た不適切なコンテンツの内訳としては、「ポルノ、性的描写」と「暴力」が多い。

表 3-22 児童に不適切なコンテンツを閲覧させない方法の可能性（回答者全体）

親が児童にインターネット上の不適切なコンテンツやサイトを閲覧させないようにするための方法があると考えますか？	ドイツ	米国	オーストラリア
はい	58%	83%	61%
いいえ	23%	11%	21%
わからない	19%	6%	18%

表 3-23 児童に不適切なコンテンツを閲覧させない方法の可能性（インターネットを利用している回答者）

親が児童にインターネット上の不適切なコンテンツやサイトを閲覧させないようにするための方法があると考えますか？	ドイツ	米国	オーストラリア
はい	68%	86%	68%
いいえ	23%	11%	21%
わからない	9%	3%	11%

- ・ 「児童に不適切なコンテンツを閲覧させない方法の可能性」については、米国で肯定的な意見の割合が大きかった。これは、米国でいち早くフィルタリングソフトが普及していた事情によるものと思われる。

（２）その他の文献調査

- ・ E ジャパン協議会が 2000 年末から 2001 年初めにかけて行った「ネット先進国におけるインターネット個人利用の実態調査³⁸」によると、日本、米国、韓国の 3 カ国におけるインターネットサービスの利用について表 3-24 のような結果となっている。
- ・ 我が国においては、「電子メール」「メールマガジン・メール新聞」「Web サイトの閲覧」「インターネットショッピング」といった利用が多く、「インスタントメッセージ」についてもある程度普及が進んでいることがわかる。一方で、ニュースグループやファイル交換（ピア・トゥ・ピア）については、調査項目に挙がっていなかった。

³⁸ http://www.ejf.gr.jp/houkokusho_gaiyou/kaigai.htm

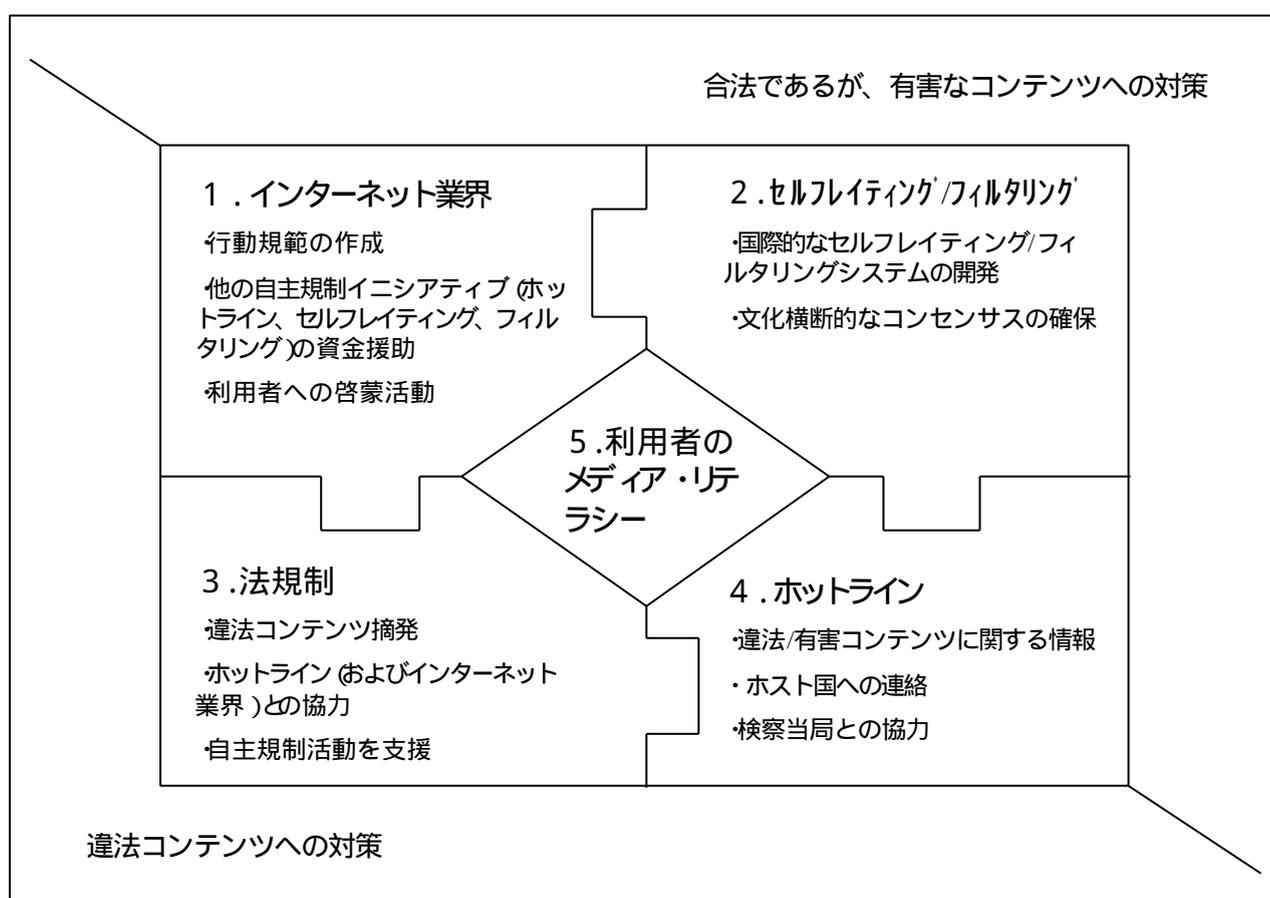
表 3-24 自宅から最近2～3ヶ月に利用したインターネットサービス

	米国(モニタ)	韓国(モニタ)	韓国 (オープン)	日本 (オープン)	日本(モニタ)
電子メール	99.6	100.0	98.7	98.4	91.1
メーリングリスト	36.0	65.1	62.8	39.0	38.6
メールマガジン・ メール新聞	49.7	75.2	77.0	89.6	37.5
ウェブサイトの閲覧	89.6	73.0	72.8	79.9	76.9
電子掲示板・電子 会議室	16.4	40.6	39.1	35.5	24.2
ホームページの開 設	16.7	32.2	34.4	16.2	10.3
有料コンテンツサ ービス	2.8	26.2	30.2	5.2	2.9
ネット株取引	12.1	38.1	23.6	7.6	5.6
インターネットバン キング	31.8	48.2	42.8	11.3	3.6
インターネットショ ッピング	61.6	71.5	64.9	45.9	20.8
ネットオークショ ン	26.5	38.3	37.3	34.9	14.5
インスタントメッ セージ	51.5	46.6	46.8	19.2	24.7
ショートメッセー ジ	2.4	48.2	51.6	4.4	2.1
	n=1236	n=1019	n=713	n=5897	n=798

3.1.3 まとめ～～より実効的な有害情報規制へ向けた提言

- ・ ドイツのベルテルスマン財団は、"Protecting Our Children on the Internet"³⁹において、「違法・有害情報規制システム」の全体イメージを提示している（図3-1参照のこと）。これは、ベルテルスマン財団と INCORE（欧州におけるインターネット・コンテンツ・レイティングのグループ）の主催で1999年9月に開催されたインターネット・コンテンツ・サミットで、インターネットコンテンツの自主規制と題する提言として報告されたものである⁴⁰。

図 3-1 違法・有害情報規制システム



- ・ この図では、(1)インターネット業界による自主規制、(2)レイティング/フィルタリングによる技術的な対策、(3)法執行機関による法規制、(4)NPO 等によるインターネット利用者と法執行機関/業界との橋渡し、および(5)インターネット利用者への普及啓発と教育、という5つのファクターからなる複層的な対

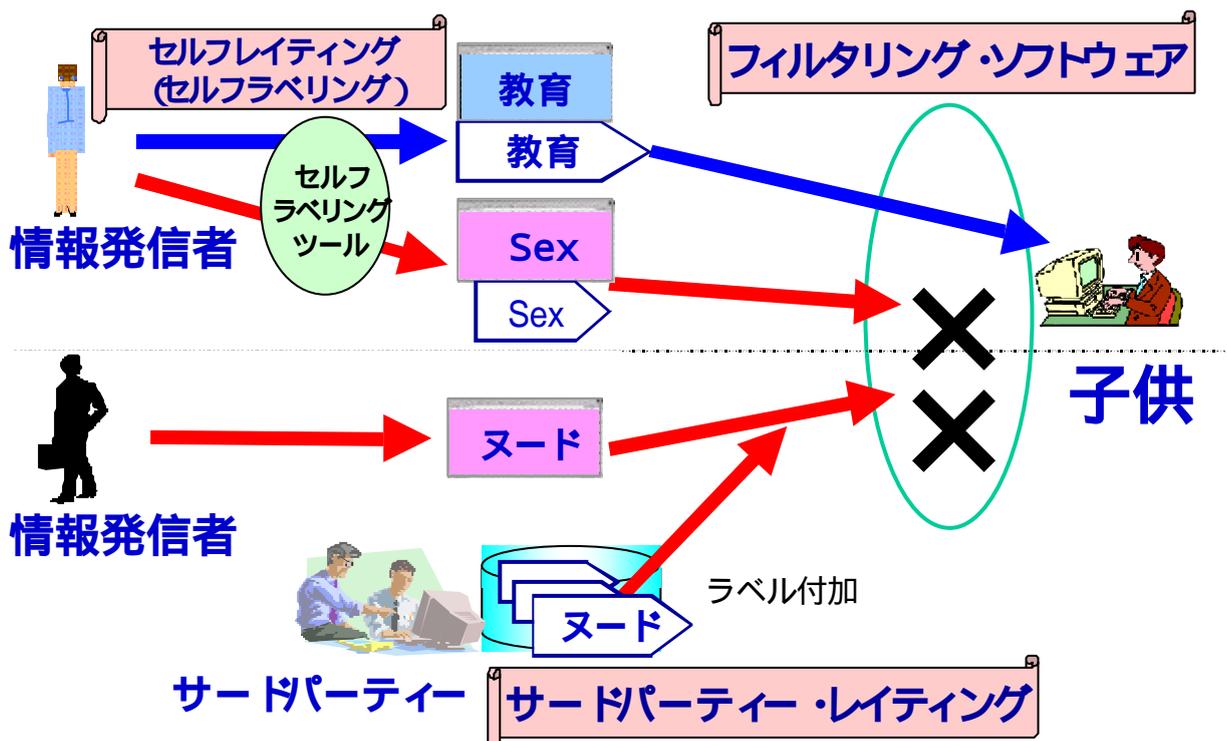
³⁹ Waltermann, Jens/ Machill Marcel (eds.) (2000): Protecting Our Children on the Internet: Towards a New Culture of Responsibility: Bertelsmann Foundation Publishers, p.16

⁴⁰ 国分明男「インターネットにおける責任と自主規制」(財団法人ニューメディア開発協会「めでいあ第54号」2000年1月)

策が提案されている。この図で示されているように、これらの各ファクター間の連携を強め、総合的に違法・有害情報対策を推進していく必要がある。

- ・ この違法・有害情報規制システムのうち、レーティング/フィルタリングシステムについて以下に述べる。
- ・ フィルタリングシステムは情報発信を規制することなく、受信者側で受信する情報を選択または制限できる仕組みであり、次のような方式がある。(1)レーティング/ラベリング方式、(2)キーワードフィルタリング方式、(3)ブラックリスト方式、(4)ホワイトリスト方式である。
- ・ (1)レーティング/ラベリング方式とは、インターネット上の情報について予め「有害」とは決めつけず、一定の客観的基準(レーティング基準)でラベル付け(レーティング)しておくことによって、情報受信者がそのレーティング結果を利用して、受信者側の価値判断に従ってフィルタリングを行う方式である。さらに、レーティング方式には、セルフレーティングとサードパーティレーティング方式の2種類がある。セルフレーティングとは、情報発信者が自らのコンテンツに対してレーティングを行うことであり、表現の自由の見地からはもっとも問題が少ないと思われる。サードパーティレーティングとは、情報発信者以外の第三者が当該コンテンツに対してレーティングを行うことであり、通常、レーティング結果を登録したラベルデータベース(URL データベース)を構築する。(図 3-2参照のこと。)

図 3-2 セルフレーティングとサードパーティレーティング



- ・ (2)キーワードフィルタリング方式とは、有害な Web サイトに現れる頻度の高いキーワード（またはその組合せ）をフィルタリングシステムの提供者または情報受信者が予めピックアップしておき、利用者がアクセスした Web ページに含まれる言葉と上記キーワード（またはその組合せ）とを照合することによりフィルタリングを行う仕組みである。
- ・ (3)ブラックリスト方式とは、児童にとって有害な Web サイトをリストアップし、それらのサイトにはアクセスできないようにする仕組みである。
- ・ (4)ホワイトリスト方式とは、児童にとって有益と思われる Web サイトをリストアップし、それ以外のサイトにはアクセスできないようにする仕組みである。
- ・ これらの各方式は組み合わせて利用することによりフィルタリングの効果を上げることができるが、組み合わせるとフィルタリング処理に時間がかかってしまう問題がある。
- ・ 各方式の利点と欠点を表 3-25に挙げる。

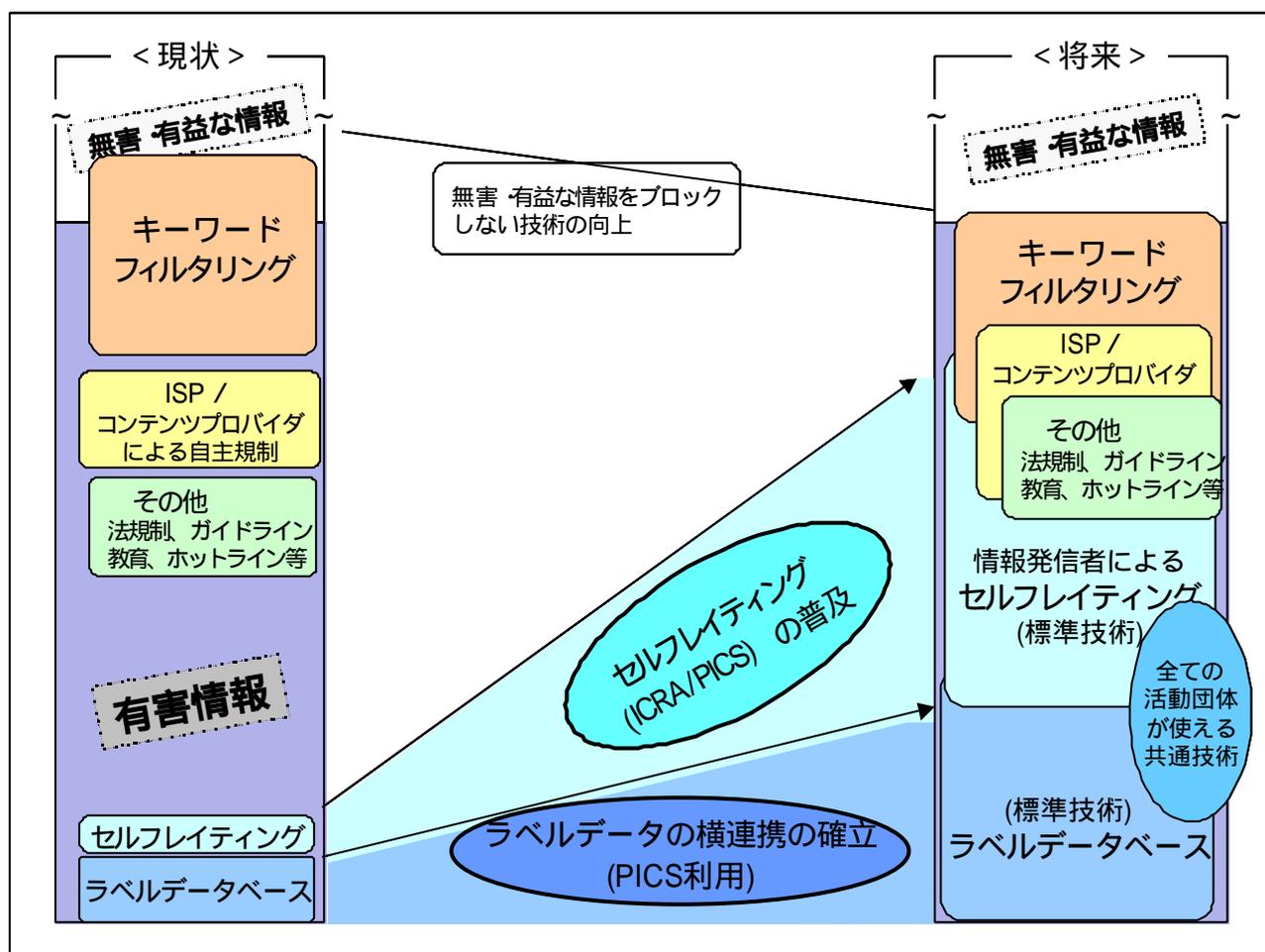
表 3-25 フィルタリング各方式のメリットとデメリット

フィルタリング方式	メリット	デメリット
(1)レイティング	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無害な情報や有益な情報をフィルタリングする恐れがない。 ・ 受信者が情報を取捨する際の選択肢が広い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日々増え続ける Web ページに対応しきれない。
(2)キーワード フィルタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害情報をブロックする確率が高い。 ・ 日々増え続ける Web ページにも対応できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無害な情報や有益な情報までフィルタリングする可能性を排除できない。
(3)ブラックリスト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無害な情報や有益な情報をフィルタリングする恐れがない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日々増え続ける Web ページに対応しきれない。
(4)ホワイトリスト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害情報を 100%ブロックできる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ インターネット利用の幅を狭める。 ・ インターネットの実像や利点・欠点を学習できない恐れがある。

- ・ レイティング/フィルタリングシステムについては、児童を守るという観点からはすべての有害情報にラベルが付加されることが望ましく、さらに表現の自由の観点からは情報発信者自身がラベル付けすること（セルフレイティング）が望ましい。しかし、現実には日々増加する有害情報をすべてレイティングすることは不可能であり、また有害サイトの運営者にセルフレイティングを期待しにくい側面もある。そこで、有害情報の捕捉率を上げるための対応策としては、セルフレイティングと サードパーティレイティングによって有害情報

に対するラベルの件数を増やし、これら 2 つでカバーできない部分（ラベルのない有害情報）については、キーワードフィルタリングでブロックするという 3 段階の対応策が現実的なものとなる。（図 3-3を参照のこと。）

図 3-3 レイティング/フィルタリングシステムにおける今後の対応策



- ・ のセルフレイティング件数を増やすためには、情報発信者（とりわけ有害サイト）へのセルフレイティングの普及啓発活動、情報発信者が簡単にラベル作成できるようなセルフレイティングツール（セルフラベリングツール）の Web 上での提供、ホームページ作成ソフトへのセルフレイティングツールの組み込み、ISP 等の Web サイトからのリンク等の施策を行うべきである。
- ・ セルフレイティングを全面的に推進する機関として ICRA が挙げられる。ニューメディア開発協会では ICRA ラベリングの我が国での普及促進のために、ICRA ラベリング質問表とそのヘルプ文書の和訳を行い、ICRA へ提供した⁴¹。
- ・ のサードパーティレイティング件数を増やすためには、フィルタリングソ

⁴¹ http://www.icra.org/ja/ja_quest.htmlを参照のこと。

フトベンダー各社が単に自社の所有する URL データベースのデータ件数を競い合うだけでなく、各社間でデータベース間の連携を図ることが重要である。上述の PICS を用いれば容易に他のラベルビュー口を参照することができ、フィルタリングソフトが捕捉する有害 URL の件数を増やすことができるのみならず、海外レイティング機関との連携によって他国語のサイトも十分にフィルタリングすることができるようになる。また、PICS という共通仕様を用いなくとも、各社間でラベルデータを交換できるような仕組みがあれば、利用者に対してより精度の高いフィルタリングソフトを提供することができる。

- ・ ただし、民間ベンダー同士で提携して、データベース連携やデータ交換を行ったとしても、せいぜい 2 社間か 3 社間の連携にとどまり、フィルタリングソフトの利用者全体が恩恵に授かることは難しいだろう。また、民間ベンダーにデータベースの無償公開を求めることも難しい。そこで、何らかの中立的な機関が公共のラベルビュー口を立ち上げ、そこに各社から同数のラベルデータを拠出してもらい、各社のソフトが自由にその公共ラベルビュー口を参照できるようにする、いわばラベルビュー口の共同利用が強く望まれる。各社がその他に独自のデータベースを有することを排するものではないが、この方策により、あるフィルタリングソフトが利用できるラベルデータの件数を確実に増やすことができる。
- ・ 違法・有害情報規制システムのうち、利用者のメディアリテラシーの向上（インターネット利用者への普及啓発と教育）については、サイト運営者、ホームページ作成者、掲示板利用者等の情報発信者、また親や教師、児童等の情報受信者に対して、有害情報に関する認識と理解を深めてもらうことが重要である。業界団体、ホットライン、フィルタリングソフトベンダー、公共機関等は、報道発表やセミナー、説明会等を通じて情報発信者・受信者へ積極的な普及啓発活動を行うことが望ましい。また学校教育の場では、児童に PC やインターネットを使いこなすことのみならず、ネット上に氾濫する情報の中から自分にとって有益な情報を取捨選択することを学習させる仕組みが必要である。
- ・ 違法・有害情報規制システム全体については、「3.1.1.7まとめ」で述べたように、有害情報問題に対する各企業、団体、学校、自治体等の活動を横に繋ぎ、交流を深めるような情報交換・意見交換の場が、あるいは各企業、団体、学校、自治体等が連携して対策を進めるための仕組みづくりが必要である。
- ・ レイティング/フィルタリングシステムを含む有害情報規制システムのあるべき姿へ向けて国、自治体・学校、および企業が取るべき施策について、表 3-26 にまとめる。

表 3-26 有害情報規制システムのあるべき姿へ向けた施策

課題	国の施策	自治体・学校の施策	ISP の施策	ソフトウェアベンダーの施策
セルフレイティング件数の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報発信者への普及啓発 ・ セルフレイティングツールの提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報発信者への普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報発信者への普及啓発 ・ セルフレイティングツールの提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ作成ソフトへセルフレイティングツールを組み込む。 ・ フィルタリングソフトへセルフレイティングのラベルをフィルタできる機能を組み込む。
サードパーティレイティング件数の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共ラベルビューの運用 ・ 海外レイティング機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共ラベルビューの運用 ・ 先生や親からの情報提供による有害サイトの登録 	?	<ul style="list-style-type: none"> ・ フィルタリングソフトへ PICS ラベルビューを参照できる機能を組み込む。 ・ フィルタリングソフトベンダー間のデータベース連携・データ交換
インターネット利用者への普及啓発と教育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報発信者・受信者への有害情報に関する認識・理解の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報発信者・受信者への有害情報に関する認識・理解の促進 ・ 生徒へのインターネット利用ルールの教育 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報発信者・受信者への有害情報に関する認識・理解の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報発信者・受信者への有害情報に関する認識・理解の促進
各団体の横連携の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各企業、団体、学校、自治体等の活動を横に繋ぐ意見交換の場の提供 ・ 各団体が連携して対策を進めるための仕組みづくり 	?	?	?

3.2 PICS 関連標準化技術動向の調査

3.2.1 PICS の概要説明

- PICS (Platform for Internet Content Selection、インターネットコンテンツ選択のための技術基盤) とは、Web 標準化団体である W3C (World Wide Web Consortium) がインターネットの社会的責任を技術的に解決するために、1995 年夏から、規制なしでインターネットアクセスをコントロールするために開発を進めてきた技術基盤である。PICS の特徴は、インターネットにおける情報発信を制限することなく、受信者が設定するレベルに合わせて、選択的に情報を受信 (フィルタリング) できるようにするところにある。W3C は、実現するためのフォーマット等に関する標準仕様を規定するのみで、ソフトウェアやレイティング基準を提供する訳ではない。それらは、外部機関の活動に任せられている。例えば、マイクロソフト社のブラウザソフトウェアであるインターネットエクスプローラ 3.0 以降、またネットスケープのコミュニケーター 4.5 以降には PICS 準拠のフィルタリング機能が組み込まれている。フィルタリングを実現するためには、そのようなソフトウェアやレイティング基準の他に、コンテンツプロバイダ自身が情報に対してレイティングする (セルフレイティング) か、流通している情報に第三者が付加的なレイティングを行う (サードパーティレイティング) ことによるラベルデータベース (ラベルビューロ) が必要である。サードパーティレイティングのラベルビューロは、異なる価値観に基づき複数種類存在しても良い。そのような多様なラベルビューロからのラベルデータをフィルタリングソフトウェアが受信者の設定に基づいて参照することによって、受信者が受信する情報、または親や教師が監督下の子供たちに与える情報をコントロールすることが可能となる⁴²。
- W3C としては、有害情報のフィルタリングだけでなく、データベースや検索サービスと組み合わせた情報サービスへの応用を期待している。
- PICS 基準に準拠したレイティング基準として、RSACi、SafetyOnline、ICRA、SafeSurf⁴³、NetShepherd⁴⁴が挙げられる。
- PICS の仕様書は 2002 年 2 月現在、Ver1.1 (PICS-1.1) が公開されている。レイティングサービス⁴⁵の記述に関する仕様書である "Rating Services and Rating Systems (and Their Machine Readable Descriptions)"⁴⁶、PICS ラベル記述と転送に関する仕様書である "PICS Label Distribution Label Syntax and Communication Protocols"⁴⁷、およびフィルタリング規則に関する仕様書である "PICSRules 1.1"⁴⁸から成っている。

⁴²財団法人ニューメディア開発協会「レイティング/フィルタリング動向調査報告書」(2001年3月)より

⁴³ カナダの Safesurf 社が策定したレイティング基準である。同社はセルフレイティングを推奨している。

⁴⁴ カナダの NetShepherd 社が策定したレイティング基準。

⁴⁵ Web コンテンツに対するラベルを提供するサービスをいう。

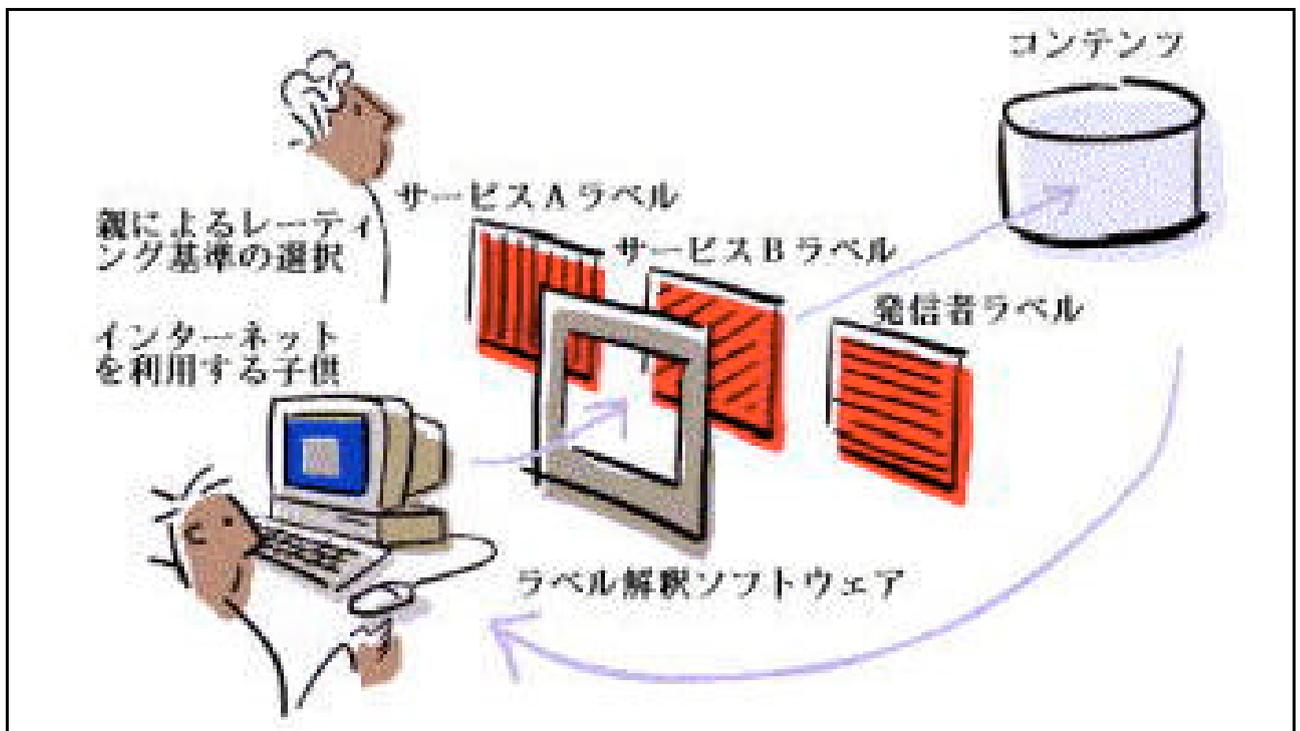
⁴⁶ <http://www.w3.org/TR/REC-PICS-services>

⁴⁷ <http://www.w3.org/TR/REC-PICS-labels>

⁴⁸ <http://www.w3.org/TR/REC-PICSRules>

- ・ PICS 基準を用いるメリットとしては、標準データ形式（標準ラベル形式）と標準プロトコル方式を用いているということ、すなわちフィルタリングソフトウェア間やレーティングサービス間でラベルデータの交換が可能であるということと、ラベルデータを Web 上のラベルビューロで公開することによって PICS 対応のフィルタリングソフトウェアを用いて世界中からそれらのラベルデータを参照できるということ、また、情報受信者は色々なレーティング基準に基づくレーティングサービスの中から自分に合ったものを選択できることが挙げられる。（図 3-4 参照のこと。）

図 3-4 PICS 基準に基づくレーティングサービスとフィルタリングソフト



- ・ PICS ラベルの例として、2002 年 3 月にニューメディア開発協会にて試作した日本語セルフラベリングツールを使って作成した PICS ラベルを挙げる。ICRA ラベリング基準、RSACi、および SafetyOnline という 3 つのレーティング基準でレーティングされたラベルデータが記述されている。

```
<meta http-equiv="PICS-Label" content='(PICS-1.1
```

```
  "http://www.icra.org/ratingsv02.html" 1 gen true for "http://www.nmda.or.jp/test.html" comment
  "IAjapan" r(nr 1 ni 1 vu 1 vk 1 lz 1 ca 1 od 1)
```

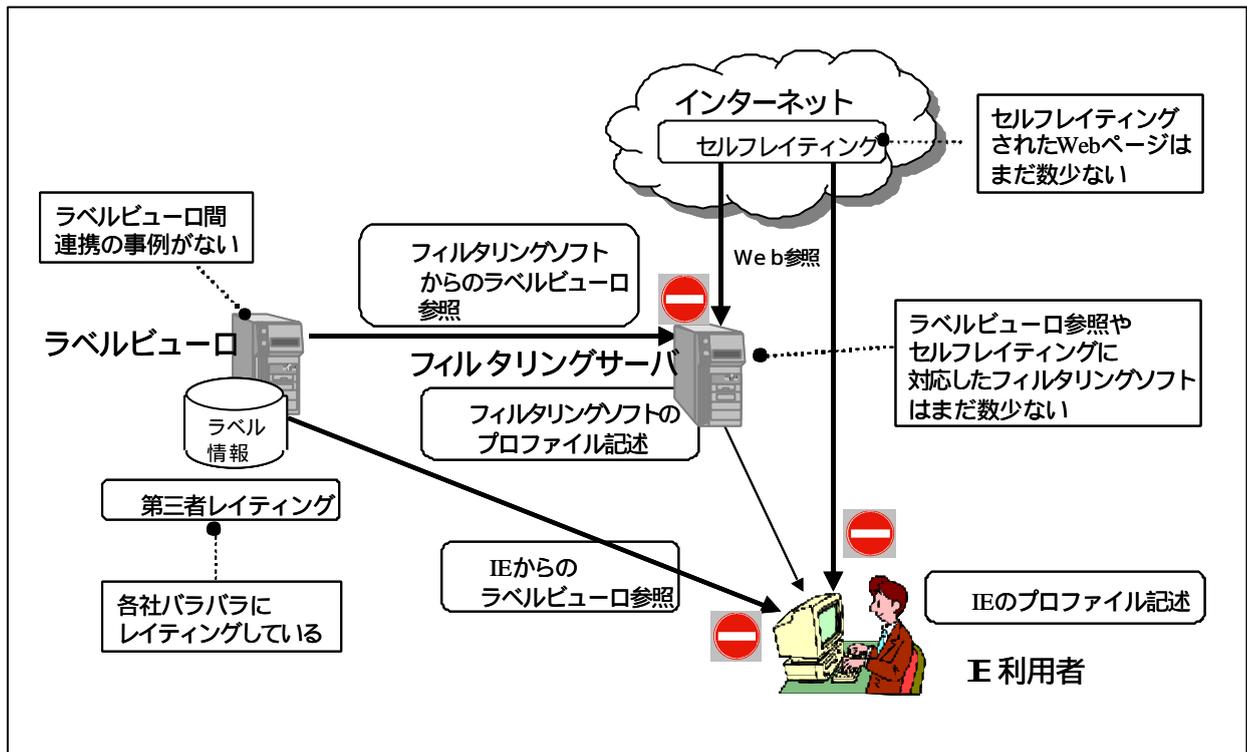
```
  "http://www.rsac.org/ratingsv01.html" 1 gen true for "http://www.nmda.or.jp/test.html" comment
  "IAjapan" r(n 0 s 1 v 1 1 0)
```

```
  "http://pics.enc.or.jp/ratingsv01.html" 1 gen true for "http://www.nmda.or.jp/test.html" comment
```

)>

- ・ PICS の利用形態としては、図 3-5のようなものがある。

図 3-5 PICS の利用形態



(IE：インターネットエクスプローラ)

- ・ 以下に、図 3-5の中の各利用形態について説明する。

(1) Web ページのセルフレイティング (図中1)

情報発信者が自分のページやサイトを自らレイティングするセルフレイティングは、PICS で記述されているため、PICS に対応したブラウザ(インターネットエクスプローラ)やフィルタリングソフトを用いることによってフィルタリングを行うことができる。

(2) サードパーティレイティング (図中2)

第三者によるレイティング結果を PICS 基準で格納する事により、データの相互流通性を高めることができる。

(3) ブラウザからのラベルビューロ参照 (図中3)

PICS はラベルビューロを参照するためのプロトコルを標準化している。インターネットエクスプローラは PICS を採用しており、インターネットエクスプローラが

らのラベルビュー口参照が可能である。

(4) フィルタリングソフトからのラベルビュー口参照 (図中4)

PICS を採用しているフィルタリングソフトからはラベルビュー口を参照し、その情報を用いてフィルタリングを実行することができる。

(5) ブラウザのプロファイル記述 (図中5)

PICS は受信者のブロック条件を記述するプロファイル⁴⁹記述についても標準化している。インターネットエクスプローラのプロファイル記述を用いることにより、情報発信を規制することなく、受信者が受信情報を選択することが可能となる。

(6) フィルタリングソフトのプロファイル記述 (図中6)

フィルタリングソフトにプロファイル記述を用いることにより、情報発信を規制することなく、受信者が受信情報を選択することが可能となる。

3.2.2 PICS の拡張について

PICS を用いて Web サイトや Web ページに付加されるラベルデータは、メタデータの種類である。メタデータとは、データに対するデータのことであり、一般的には Web 文書を説明するデータのことをいう。メタデータに対するデータについても、メタデータという。PICS で表せるメタデータは、仕様上、項目名と数値の組のみであり、著者に関する情報などをメタデータとして表すことはできない。そのため、PICS を拡張して、より多くの表現を可能にしようとする取り組みがなされてきた。以下にいくつかの取り組みについて説明する。

3.2.2.1 PICS-2.0

- ・ W3C において、PICS の次期バージョンである PICS-2.0 が検討されていたが、現在はペンディング中のようである。
- ・ W3C の計画では、W3C の策定した技術標準である XML⁵⁰と RDF⁵¹以前に策定された PICS-1.1 を RDF の規定に従って定義された PICS-2.0 に移行することになっていた⁵²。これが実現すると、RDF に準拠した他の技術標準、例えば P3P⁵³と CC/PP⁵⁴で記述されたメタデータと PICS ラベルをミックスすることが

⁴⁹ Web ページへのアクセス許可とブロックの条件を定めたフィルタリング規則のこと。

⁵⁰ XML とは、Extensible Markup Language の略で、HTML (Hypertext Markup Language) に代わるものとして標準化作業が進むページ記述言語である。HTML で普及したリンク (関連づけ) 機能などを拡張するとともに、SGML (Standard Generalized Markup Language) をインターネット向けに最適化した。HTML と SGML の長所を併せ持つように定めたとと言える。1997 年 12 月に W3C で標準化作業が完了した。

⁵¹ RDF とは、Resource Description Framework の略である。RDF については後述する。

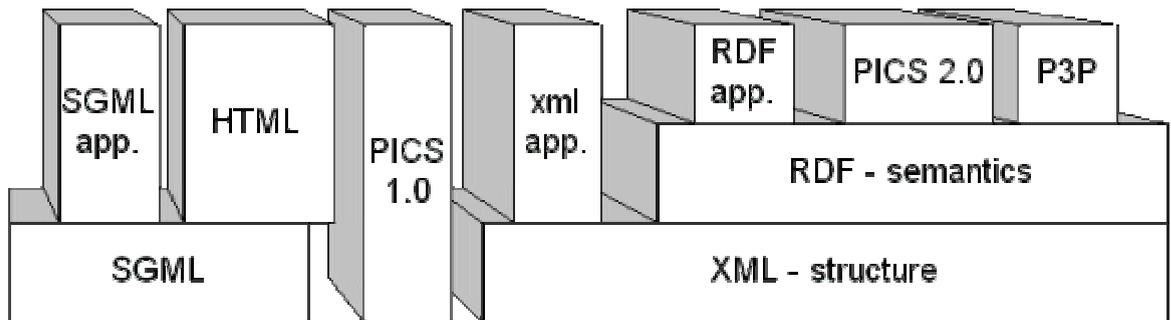
⁵² Berners-Lee, Tim (1997): W3C Data Formats W3C NOTE 29-October-1997. <http://www.w3.org/TR/NOTE-rdfarch>より。

⁵³ P3P とは、Platform for Privacy Preferences Project (プライバシー情報取扱いに対する個人の嗜好を支持する技術基盤) の略で、W3C が開発中の、インターネット上のプライバシー保護を目的とした技術標準である。現状では、Web 上のプライバシーポリシーは各社で記述形式がちまちちであり、また、その都度各社のプライバシーポリシーを読んで確認することは消費者には大きな負担となっている。P3P 標準は、プライバシーポリシーの掲載項目等を標準化し、かつマシンリーダブルな形式で記述することによって、プライバシーポリシーを自動処理しようとするものである。

⁵⁴ CC/PP とは、Composite Capability/Preference Profiles の略である。デバイスの能力やユーザの嗜好に応じて

可能になる。(図 3-6参照のこと。)

図 3-6 W3C のデータ形式のアーキテクチャ⁵⁵



- W3C が RDF を策定する際の要求事項の中には、PICS-1.1 ラベルが表現できるすべてのものを RDF でも表現できるということと、PICS-1.1 ラベルを RDF 形式に情報の欠落なしに翻訳できるということがあった。W3C によれば、PICS に関する将来の技術開発は、それを RDF を用いた形式に進化させることだという。W3C PICS Interest Group は、この移行の適切な時期を決定するために設立された⁵⁶。

3.2.2.2 PICS-NG

- “PICS-NG Label Syntax Proposal”という論文⁵⁷では、PICS のための新しいラベルシンタックスが提案されている。この新しいラベルシンタックスは、PICS ラベルを標準の S 式 (S-expressions) として構文解析することを可能にするものである。
- XML や RDF には準拠していない。

3.2.2.3 PICS Extension Proposal to support text-based Metadata

- “PICS Extension Proposal to support text-based Metadata”という論文⁵⁸で

コンテンツの提供の仕方を変えるための機構。デバイスの能力などの情報はメタデータであるため、RDF で記述する。<http://www.tom.sfc.keio.ac.jp/~torry/publications/docomo2001/slides/ccpp-p3p.html>を参考にした。

⁵⁵ Berners-Lee, Tim (1997): W3C Data Formats W3C NOTE 29-October-1997. <http://www.w3.org/TR/NOTE-rdfarch>より。

⁵⁶ Berners-Lee, Tim 他 (2001): Frequently Asked Questions about RDF. <http://www.w3.org/RDF/FAQ>より。

⁵⁷ Lassila, Ora (1997): PICS-NG Label Syntax Proposal. <http://www.w3.org/PICS/draft-lassila-pics-ng-label-syntax.html>

⁵⁸ Renato Iannella (1997) : PICS Extension Proposal to support text-based Metadata. <http://www.dstc.edu.au/Research/Projects/rdf/proposal02.html>

は、PICS を拡張して文字列 (string) データタイプもサポートすること等により、テキストベースのメタデータも PICS を用いて表現できるようにしようとしている。例えば、PICS を用いて後述のダブリンコアのメタデータ要素を定義することができる。

- XML や RDF には準拠していない。

3.3 ICRA 標準化技術動向の調査

3.3.1 ICRA ラベリング基準

- ・ ICRA は2000年12月に従来のRSACi基準に代わる新たな国際的レイティング基準として、ICRA ラベリング基準を立ち上げた。ICRA ラベリング基準は「ヌード及び性的な素材」「暴力」「言語」「その他のトピック」「チャット」という5つのカテゴリから成っている。それぞれのカテゴリは「情熱的なキス」「物に対する損傷行為」など、Webサイトのコンテンツを客観的に記述するコンテンツ記述子と、「芸術的文脈」「教育的文脈」など、当該コンテンツが置かれた文脈を記述するコンテキスト記述子とから成っている。ただし、「言語」「その他のトピック」「チャット」のカテゴリは、コンテンツ記述子のみから成っている。コンテンツ記述子およびコンテキスト記述子の総数は45である。表3-27に、ICRA ラベリング基準を示す。

3.3.2 ICRA ラベリング質問表

- ・ 情報発信者が自らのWebサイトについて、セルフラベリングを行うためのオンラインツールである。
- ・ ICRA サイト <http://www.icra.org/> からアクセスすることができ、2002年2月現在、英語、ドイツ語、フランス語、スペイン語、ヘブライ語、イタリア語、日本語、およびノルウェー語のバージョンが提供されている。
- ・ 質問表では(1)情報発信者に関する情報(ラベリングするURL、会社名、氏名、メールアドレス、国)、(2)ラベリングするのはWebサイト全体か、Webサイトの特定ディレクトリか、それとも特定Webページか、(3)当該Webサイト(またはディレクトリ、Webページ)に関して該当する記述子、(4)ICRAからサポート情報を受け取るか否か、ということをお返答する。質問表の他にヘルプページがあり、用語説明や記述子の詳細説明がなされている。
- ・ ICRA ラベリング質問表を用いてセルフラベリングを行ったWebサイトのラベルは、ICRAのデータベースに登録される⁵⁹。2002年1月末現在、同データベースに登録されたラベル数は50,232件である。登録数の50%強は、米国の情報発信者による登録である。
- ・ 事実と反するセルフラベリングを行ったサイトへの対策としては、ミスラベルがあった場合にはICRAが当該サイトに連絡し、再レイティングを依頼するかまたはラベルを外してもらっている。

⁵⁹ 情報発信者は、ICRA ラベリング質問表を用いて作成されたラベルを、当該Webサイト(またはディレクトリ、Webページ)にメタデータとして付加しなければならない。

表 3-27 ICRA ラベリング基準

	カテゴリ	記述子の種類	ICRA 記述子 (ICRA ラベル)
1	ヌード及び性的な素材	コンテンツ記述子	詳細な表現による勃起または女性の生殖器
2			男性の生殖器
3			女性の生殖器
4			女性の胸
5			裸の臀部
6			明白な性行為
7			明白ではないが性行為と思われる行為、または性行為を連想させる行為
8			目視可能な性的接触
9			情熱的なキス
10			上記の何れも含まれていない
11		コンテキスト記述子	これらの素材は芸術的文脈で表現されたもので、児童の閲覧にも適している
12			これらの素材は教育的文脈で表現されたもので、児童の閲覧にも適している
13			これらの素材は医学的文脈で表現されたもので、児童の閲覧にも適している
14	暴力	コンテンツ記述子	性暴力または強姦
15			血塗れの人間、または流血した人間
16			血塗れの動物、または流血した動物
17			血塗れの想像上のキャラクター (アニメキャラクターを含む)、または流血した想像上のキャラクター
18			殺人
19			動物の殺害
20			想像上のキャラクター (アニメキャラクターを含む) の殺害
21			人間に対する傷害行為
22			動物に対する傷害行為
23			想像上のキャラクター (アニメキャラクターを含む) に対する傷害行為
24		物に対する損傷行為	
25		上記の何れも含まれていない	
26		コンテキスト記述子	これらの素材は芸術的文脈で表現されたもので、児童の閲覧にも適している
27			これらの素材は教育的文脈で表現されたもので、児童の閲覧にも適している
28	これらの素材は医学的文脈で表現されたもので、児童の閲覧にも適している		
29	これらの素材はスポーツ関連の文脈のみで表現されたものである		
30	言語	コンテンツ記述子	明白な性的表現
31			乱暴な言葉、または神に対する冒瀆
32			穏やかな悪口
33			上記の何れも含まれていない
34	その他のトピック	コンテンツ記述子	喫煙の助長
35			飲酒の助長
36			麻薬使用の助長
37			ギャンブル
38			武器使用の助長
39			他人に対する差別または危害の助長
40			児童に対して悪例を示すとみなされる可能性のある素材
41			児童を不安にさせる可能性のある素材
42			上記の何れも含まれていない
43			チャット
44	穏健なチャットであり、児童とティーンエイジャーに適している		
45	上記の何れも含まれていない		

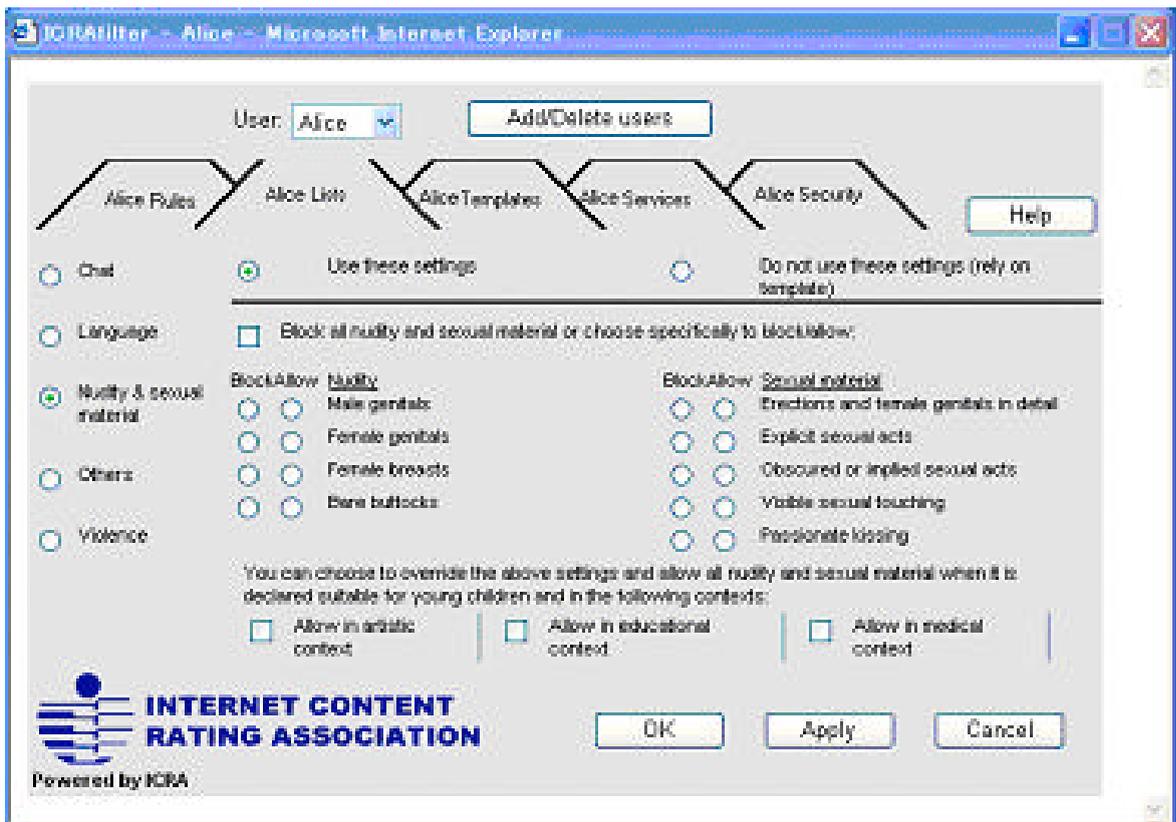
3.3.3 ICRA フィルター

- ・ ICRA は 2001 年 10 月中旬に、ICRA ラベルをフィルタリングすることができる ICRA フィルターのベータ版を Web 上でリリースした。2002 年 2 月中旬には、ICRA の内部関係者向けに ICRA フィルターの完成版をプレリリースしている。
- ・ ICRA フィルターはブラウザから独立して機能するツールであり、親は以下の 3 つの機能を組み合わせて用いることにより、子供のインターネットへのアクセスをフィルタリングすることができる。
 - (1)ICRA ラベルをフィルタリングする機能
 - (2)利用者自らが設定する"Block"リストおよび"Allow"リストの機能
 - (3)サードパーティによるテンプレート機能
 - (4)チャット、メール、ニュースグループ等をブロックする機能
 - (5)レイティングされていないサイトをブロックする機能
- ・ 動作環境は、Windows9x 以降の OS の PC である。
- ・ 以下に、ICRAfilter の提供する機能の概要を述べる⁶⁰。

⁶⁰ ただし、これらの機能は ICRAfilter のデモ画面で紹介されているものであり、ICRA としてはこれらのすべての機能が利用可能となることは保証しないという。

- ・ (1)まず、利用者はICRA ラベリング基準に含まれるICRA 記述子に一通り目を通す必要がある。一つのカテゴリ毎に図 3-7のような画面が表示され、ブロックしたいと思うコンテンツを示す記述子をチェックする。また、ブロックしたくないと思うコンテキストを示す記述子をチェックする。左側のボタンを選択することで他のカテゴリについても設定することができる。

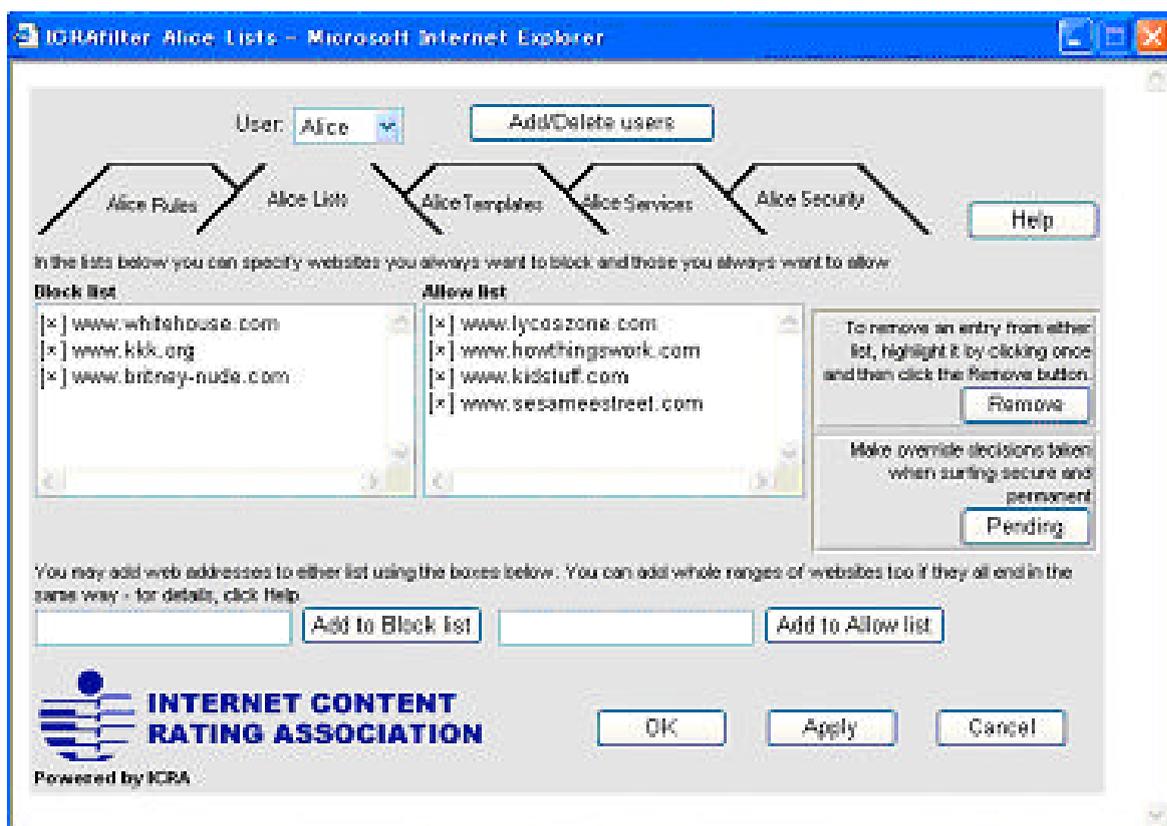
図 3-7 ICRA フィルターの画面 (ICRA ラベルフィルタリング)⁶¹



⁶¹ ICRA 内部資料より。

- ・ (2)また、親がアクセスをブロックしたい、または許可したいと思うサイトのリスト（それぞれ Block リストと Allow リスト）を独自に設定することができる。利用者は図 3-8のような画面において、自由に Allow リストと Block リストを編集することができる。サイトの追加と削除にはそれぞれ、下側と右側のボタンを用いる。

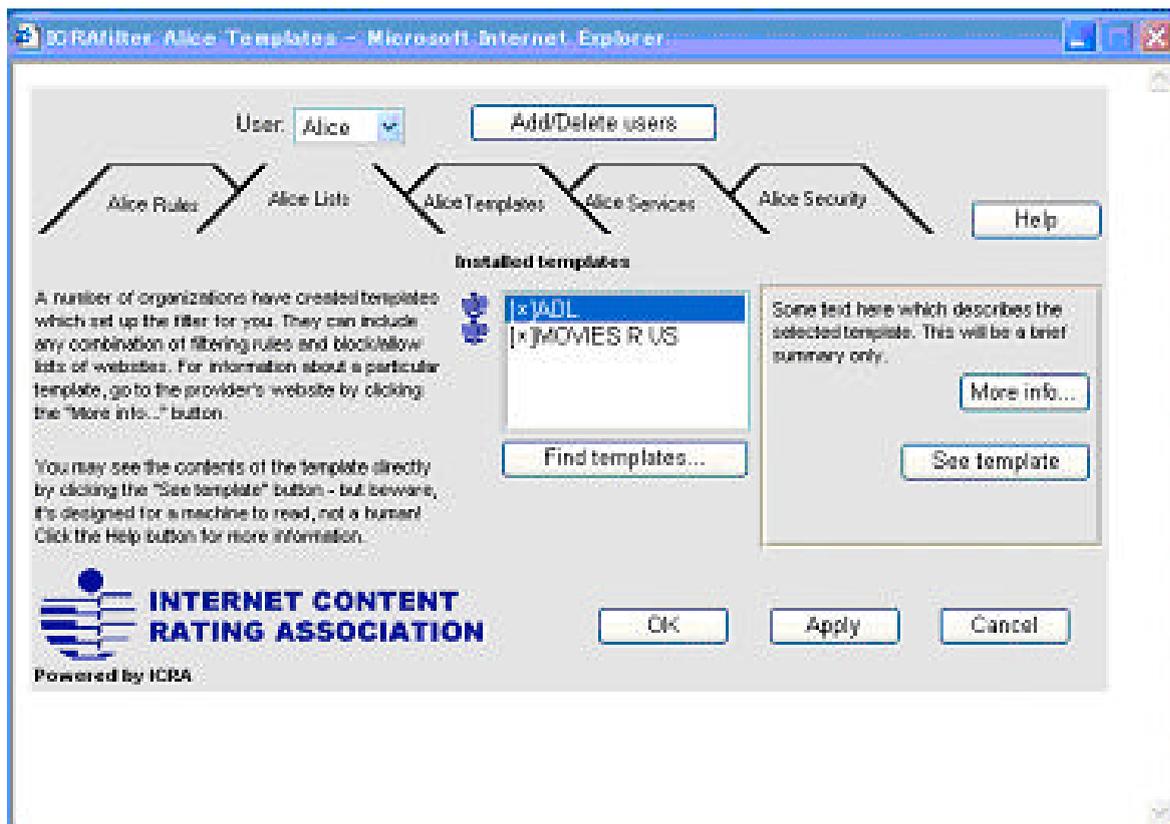
図 3-8 ICRA フィルターの画面（Block リストと Allow リスト）⁶²



⁶² ICRA 内部資料より。

- ・ (3)ICRA フィルターのその他の特長は、他の機関や企業が作成したテンプレート⁶³を取り込めることである(図 3-9参照のこと)。利用者は自分でフィルタリングのレベル設定を行わずに、信頼する機関や企業のテンプレートを使うことができる。

図 3-9 ICRA フィルターの画面(サードパーティのテンプレート)⁶⁴

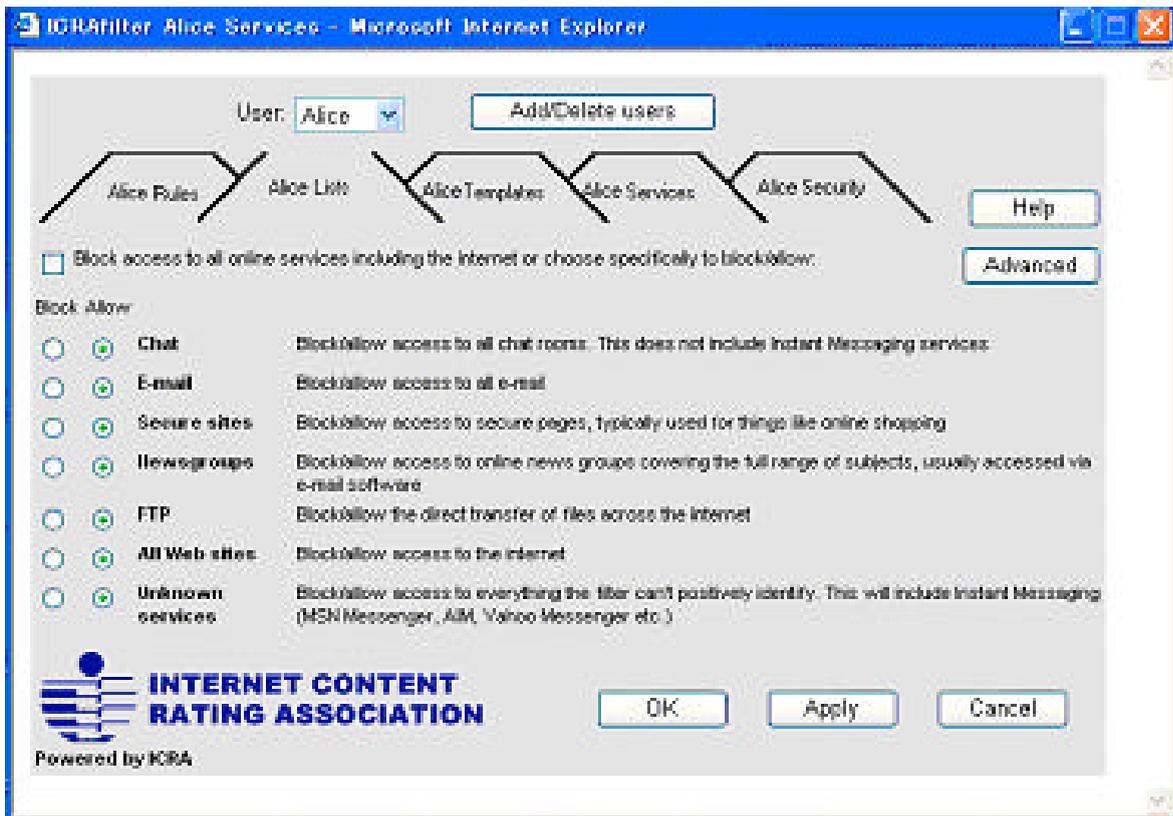


⁶³ どの記述子を含むラベルをブロックするかということの規定したフィルタリング規則。Block リスト / Allow リストを含むことができる。

⁶⁴ ICRA 内部資料より。

- ・ (4)また、ICRA フィルターには、以下のような様々な利用方法について、それぞれブロック/アクセス許可を設定する機能がある。図 3-10参照のこと。)
 - ・ チャット
 - ・ 電子メール
 - ・ セキュアページ (オンラインショッピングページ等)
 - ・ ニュースグループ
 - ・ FTP
 - ・ すべての Web サイト
 - ・ その他のサービス (インスタントメッセージ等)

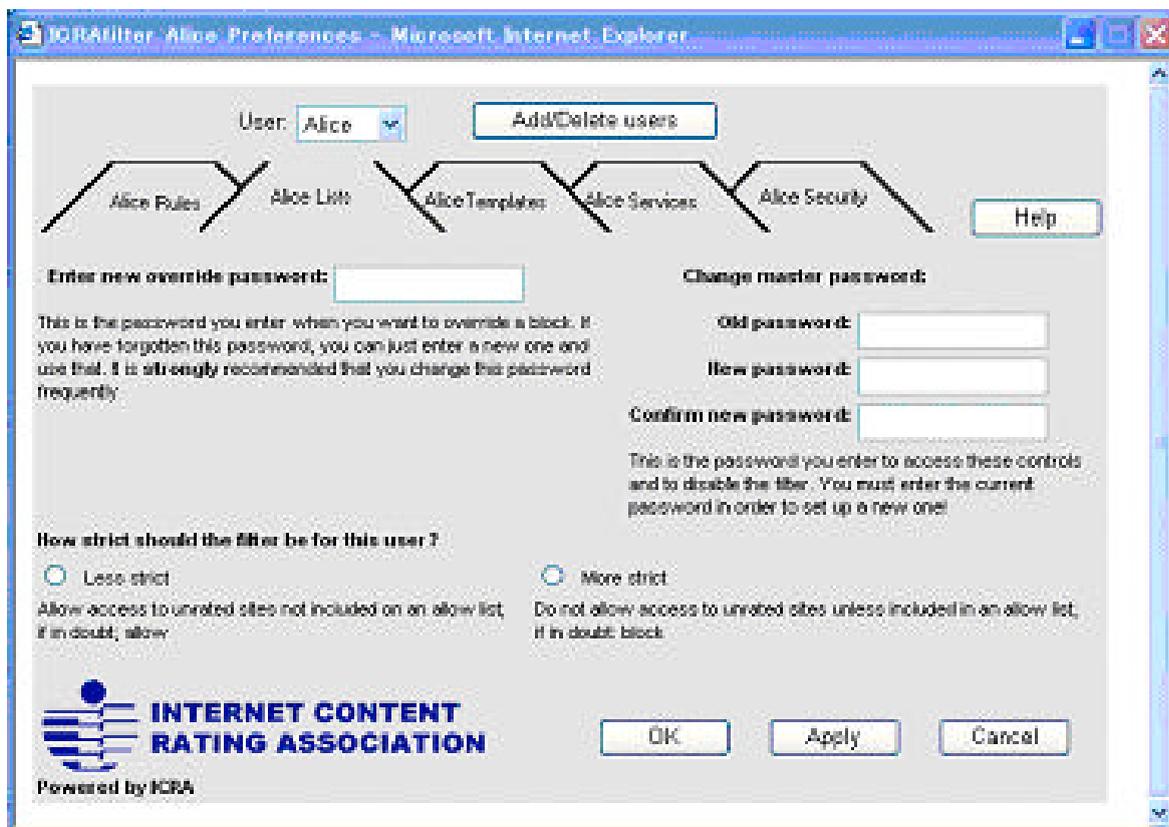
図 3-10 ICRA フィルターの画面 (チャット・電子メール・ニュースグループ等のブロック)⁶⁵



- ・ (5)また、その他の機能として、ICRA フィルターには、パスワード入力によりブロックされたページを閲覧する機能、レイティングされておらずかつ Allow リストに含まれていないページの閲覧を許可するか否かを選択する機能が含まれる。図 3-11参照のこと。)

⁶⁵ ICRA 内部資料より。

図 3-11 ICRA フィルターの画面 (その他の機能)⁶⁶

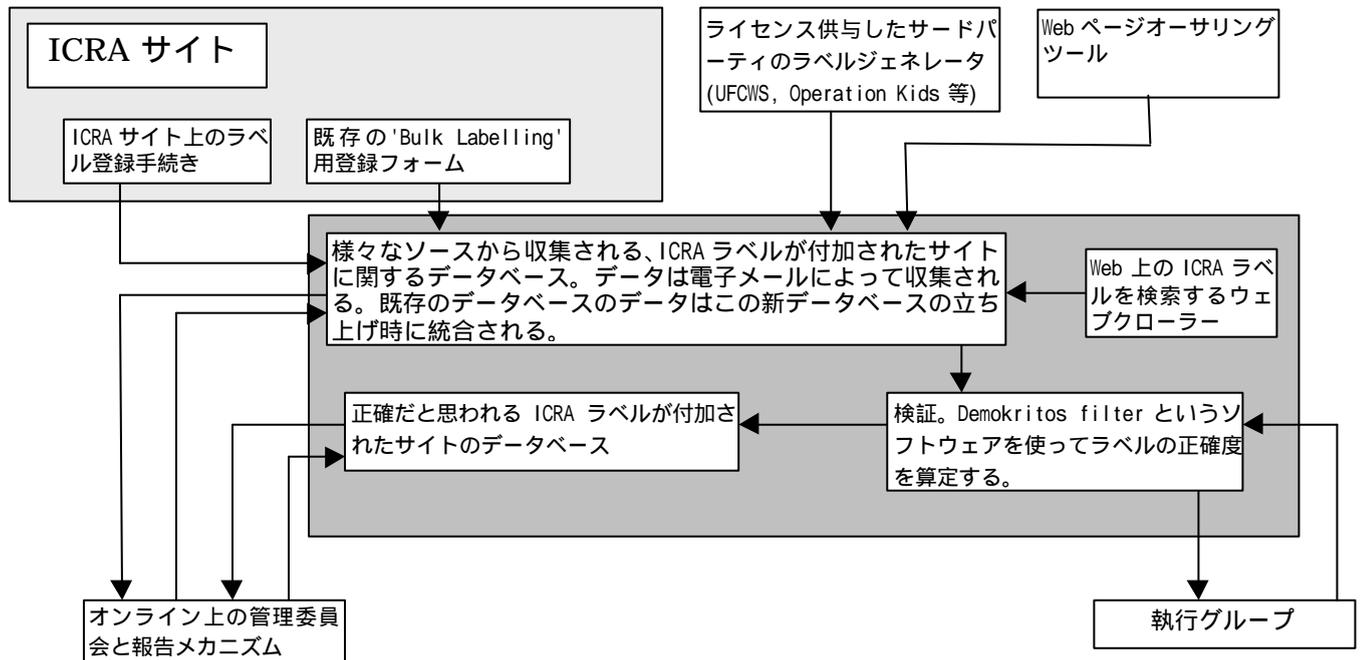


3.3.4 サードパーティのシステムを使ったラベリング

- ICRA は、ICRA システムのライセンス供与を行うことにより、他の組織や企業が自社のレーティングシステムにおいて ICRA ラベリング基準に基づくセルフラベリングツールを提供することを許可している。このことにより、ICRA ラベルの普及を推進しようとしている。
- ICRA は ICRA ラベリング基準に準拠したセルフラベリングとラベルデータ登録の流れについて、図 3-12のようなフロー図を提示している(2002年1月)。
- 「執行グループ (Enforcement group)」では、図中の「検証」の過程で間違っているとみなされたラベルについて、人の目による再チェックを行う。

⁶⁶ ICRA 内部資料より。

図 3-12 セルフラベリングとラベルデータ登録の流れ



3.3.5 ICRA をめぐるその他の動向

- ・ 2002年2月現在、ICRAatctというテンプレート作成ツールを開発中である。
- ・ 2001年11月、米国の上院議員が、上院議員たちの公式サイトにラベルを付与することを義務づける決議案を提出した⁶⁷。ラベリングシステムとしては、ICRA システムの名前が挙がっている。
- ・ 2001年11月、米国でAOL-TW、MSN、Yahoo!がICRA システムを導入した⁶⁸。
- ・ 韓国で、ICRA Korea 設立の動きがある。

⁶⁷ <http://www.newsbytes.com/news/01/172539.html>

⁶⁸ http://www.gii.co.jp/press/fin2932_jp.shtml

3.4 機能拡充項目の規定

3.4.1 アンケート調査結果の分析

- ・ 本節では、「3.1.2.1アンケート調査結果の分析」に引き続き、アンケート調査の調査結果について分析を行った。
- ・ 集計結果を見ると、回答者がSFSを利用する場面として、学校利用が40%、企業利用が29%、研究利用が13%、自宅利用が10%となっている。SFSの利用形態としては、「SFS+ダウンロードしたラベル」が90%であった。

(1) SFSに対する満足度と満足点

- ・ まず、SFSに対する満足度と満足点については、表3-28および表3-29のような集計結果となった。

表 3-28 SFS (またはブラウザ+ラベルビュー口) に対する満足度

SFS (またはブラウザ+ラベルビュー口)に対する満足度	回答数
1.満足している	9
2.やや満足している	9
3.どちらとも言えない	8
4.やや不満である	3
5.不満である	2

表 3-29 SFS (またはブラウザ+ラベルビュー口) の対する満足点

SFS (またはブラウザ+ラベルビュー口)の対する満足点 (複数回答)	回答数
無料であること	15
設定のしやすさ	4
フィルタリング機能等の機能面	3
良い(良い点は特定せず)	3
サポートがしっかりしていること	2
安定性	1
多様な利用形態に対応している点	1
アクセス制限の表示が出ること	1

- ・ SFSに対する満足度については、「満足している」または「やや満足をしている」と答えた回答者が58%であった。また、具体的な満足点としては、「無料であること」を挙げた回答者が48%、「設定のしやすさ」が13%、「フィルタリング機能等の機能面」が10%、「良い(良い点は特定せず)」が10%、「サポートがしっかりしている」が6%となっている。これらの満足点については、今後のSFSの開発において維持していくべき点であると言える。

(2) SFS に対する不満点

- ・ 一方、SFS に対する不満点については、表 3-30 のような集計結果となった。

表 3-30 SFS (またはブラウザ+ラベルビュー口) に対する不満点

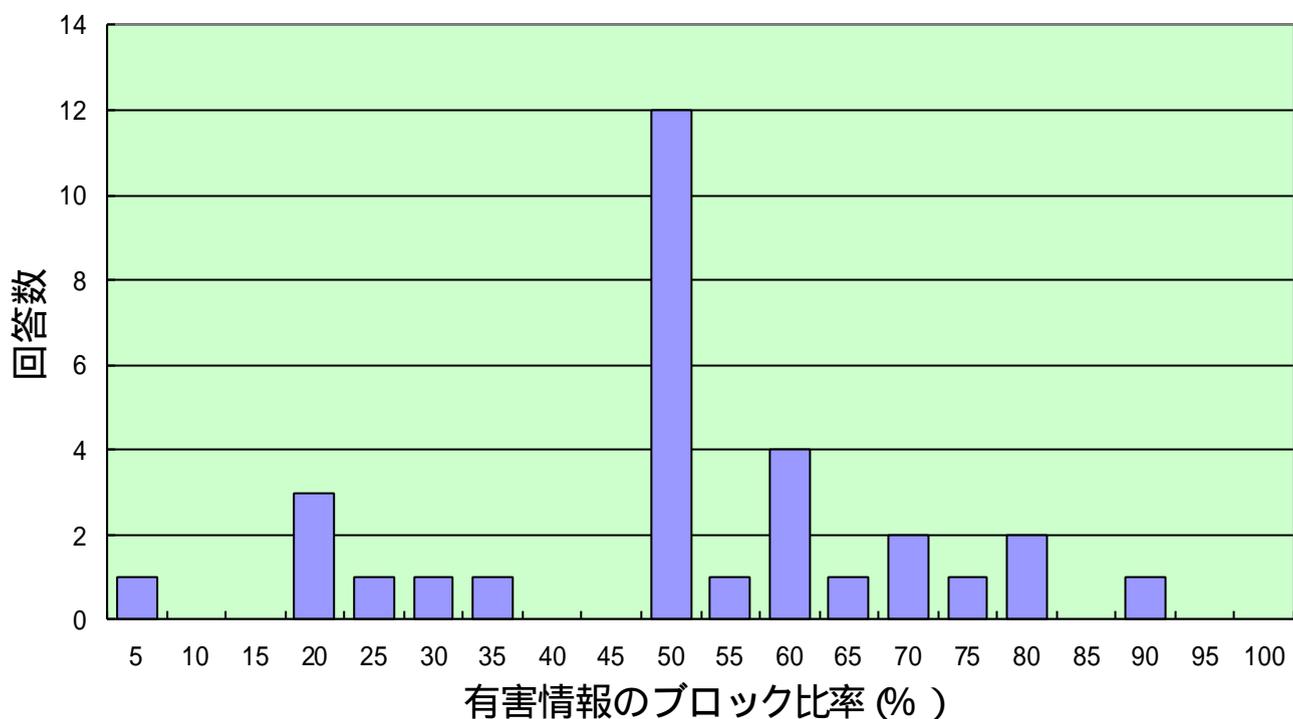
SFS (またはブラウザ+ラベルビュー口) に対する不満点	回答数
処理が遅い点	9
ブロックできないサイトがある点	8
大きなメモリが必要な点	5
外国語サイトがブロックされない点	3
オンラインショッピングサイトがブロックされない点	1
Java の環境になじみがない	1
いつまで無料でサポートしてくれるか心配	1
プロファイルを更新した時に他のアプリケーションが動作しなくなる	1
SSL に関して透過型プロキシとして使えない点	1
ブロック以外のエラーメッセージによって閲覧できないサイトがある点	1
マイクロソフトの IE6.0 のコンテンツアドバイザーで HTTPS のサイトにログオンできない点	1
デフォルトでサービスに対応していない点	1

- ・ SFS に対する不満点としては、「処理が遅い点」を挙げた回答者が 29%、「ブロックできないサイトがある」が 26%、「大きなメモリが必要な点」が 16%、「外国語サイトがブロックされない点」が 10%となっている。これらの不満点については、今後の SFS の開発において改善していくべき項目であると言える。

(3) SFS による有害情報のブロック比率

- ・ SFS による有害情報のブロック比率 (主観的な数値) については、図 3-13 のような集計結果となった。平均値は 50.1%、中間値は 50%となっている。

図 3-13 SFS (またはブラウザ+ラベルビューロ) による有害情報のブロック比率



- ・ ちなみに、米国の市販フィルタリングソフトのブロック比率調査結果は以下のようになっている。有害情報を完全にブロックすることは難しいが、キーワードフィルタリング機能の実装により、かなり高い割合でブロックすることが可能となっている。(表 3-31参照のこと)

表 3-31 米市販フィルタリングソフトのブロック比率⁶⁹

フィルタリングソフト	ターゲットとなる有害サイトのブロック比率
AOL YoungTeen	100% (ホワイトリスト方式のため)
AOL MatureTeen	70%
Cyber Patrol 4	77%
Cybersitter 2000	78%
Cyber Snoop	10%
Internet Guard Dog	70%
Net Nanny4	48%
Norton Internet Security Family Edition	80%

⁶⁹ "Consumer Reports"2001年3月号

(4) アンケート調査結果から得られる機能拡充項目

- ・ 「3.4.1(1) SFS に対する満足度と満足点」で記述した通り、以下の項目については、今後の SFS の開発と運用において維持すべき項目である。
 - ・ 利用者に無料で提供すること
 - ・ 設定のし易さ
 - ・ 機能面での充実
 - ・ サポートがしっかりしていること
- ・ 「3.4.1(2) SFS に対する不満点」で記述した通り、以下の項目については、今後の SFS の開発において改善すべき項目である。
 - ・ 処理速度
 - ・ ブロック比率の向上
 - ・ 必要メモリ
 - ・ 外国語サイトのブロック

3.4.2 「インターネット上の有害情報の流通動向の調査」から得られる機能拡充項目

- ・ 「3.1.2.1(2) 有害情報の流通経路」で記述した通り、有害情報を見たことのあるインターネットの利用方法としては、過半数の回答者が「Web サイト」と「電子メール」を挙げており、また、回答者が管理する利用者が有害情報を見たことのあるインターネットの利用方法についても、「Web サイト」が過半数、「電子メール」も半数に近い割合になっている。また、今後ますます有害情報の流通が多くなるであろうと思われるインターネットの利用方法についても、「Web サイト」と「電子メール」、さらに「掲示板」が過半数となっている。これらのことから、Web サイトに対するフィルタリング機能をいっそう充実させるとともに、サーバ型フィルタリングシステムには従来含まれなかった、電子メールをフィルタリング(メールフィルタリング)する機能を追加すべきである。
- ・ 「3.1.2.1(3) SFS に望む機能」で記述した通り、今後のサーバ型フィルタリングシステムに望む機能としては、「リアルタイムフィルタリング(キーワードフィルタリング)」と「メールフィルタリング」を挙げた回答者が過半数であり、これらの機能については、今後のサーバ型フィルタリングシステムに追加すべきである。
- ・ 「3.1.2.1(4) 児童に見せたくない情報の種類」で記述した通り、子供または生徒に見せたくない情報については、過半数の回答者が挙げた項目が相当数あったが、「スパムメール」を除いて、すべて現行の SafetyOnline 基準において対応がなされている項目であった。また、「スパムメール」については、メールフィルタリング機能の新規開発で対応すべきである。

- ・ 「3.1.2.1(5) SafetyOnline において増設すべきカテゴリ」で記述した通り、SafetyOnline において増設すべきカテゴリについては、過半数の回答者が「出会い系サイト」を挙げており、このカテゴリについては、SafetyOnline 基準の見直しの際に増設するべきである。

3.4.3 「PICS 関連標準化技術動向の調査」から得られる機能拡充項目

- ・ 「3.2.2.1 PICS-2.0」で記述した通り、PICS の次期バージョンでは、RDF というメタデータ記述のための標準を取り込んだ仕様が検討されている。また、「3.2.3 セマンティック Web」で記述した通り、RDF (と XML) に準拠した、Web 上の様々なトランザクションを機械に代行させようとする次世代 Web のフレームワークであるセマンティック Web が米欧を中心に盛んに研究されている。これらのことに鑑み、RDF に準拠した PICS の次期バージョンである PICS-2.0 が仕様策定された際には、この技術使用に基づくようサーバ型フィルタリングシステムを機能拡充するべきである。

3.4.4 「ICRA 標準化技術動向の調査」から得られる機能拡充項目

- ・ 「3.3.3 ICRA フィルター」で記述した通り、ICRA が開発中のフィルタリングソフトである ICRA フィルターには、サードパーティの作成したテンプレートを取り込む機能がある。欧米の機関であるが、すでにテンプレートを公開している機関もある。サーバ型フィルタリングシステムにも、サードパーティの作成したテンプレートを取り込む機能を追加するべきである。